

雨量観測所

1 国土交通省関係

観測所名	水系名 (河川名)	所在地	管理者
久留米	筑後川 (筑後川)	久留米市高野1-2-1 (筑後川河川事務所)	筑後川河川事務所
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	筑後川	鳥栖市田代昌町字石町492	佐賀国道事務所

2 県関係

観測所名	水系名 (河川名)	所在地	備考
牛原	筑後川 (安良川)	鳥栖市牛原町別石1144-5堤	
鳥栖	筑後川 (轟木川)	鳥栖市元町1234-1 (東部土木事務所)	
酒井上橋	筑後川 (大木川)	鳥栖市酒井西町大字酒井西字中村253	
飯田橋	筑後川 (秋光川)	鳥栖市飯田町字重田65-8	

3 市町・その他の機関

観測所名	水系名 (河川名)	所在地	管理者
河内ダム	筑後川	鳥栖市河内町1679	鳥栖市
鳥栖・三養基地区 消防署	筑後川	鳥栖市本町三丁目1488-1	消防署
鳥栖	筑後川	鳥栖市田代外町 (鳥栖市立田代中学校)	气象台

水位観測所

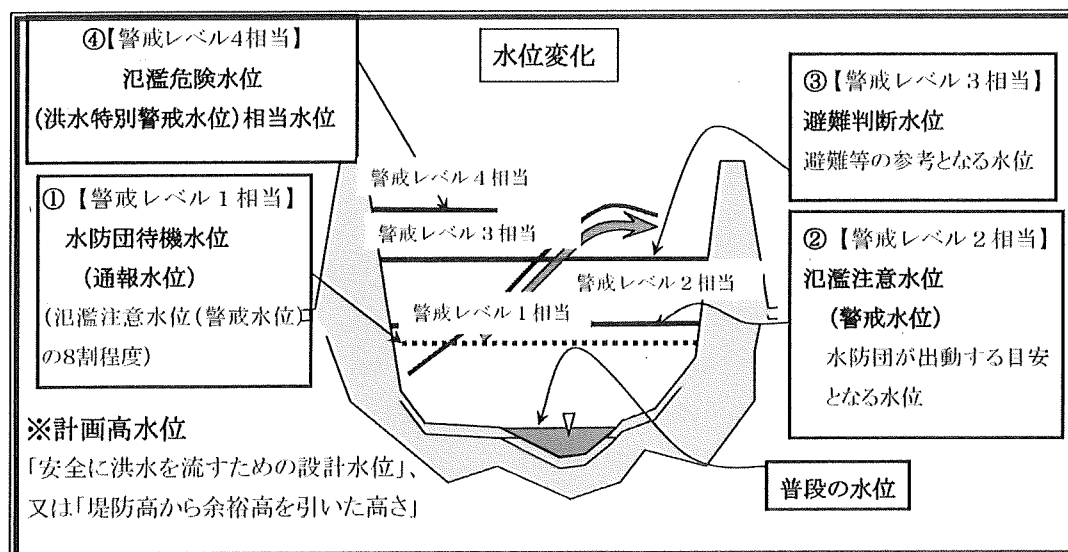
1 国土交通省関係

河川名	(観測所名) 位 置	水 防 団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)
筑後川	(瀬ノ下) 久留米市瀬ノ下町字浜町上	3.50	5.00	6.80	7.10
筑後川 (宝満川)	(端間) 福岡県小郡市福童	2.40	3.60	4.00	4.65

2 県関係

河川名	(観測所名) 位 置	水 防 団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 相当水位 (m)	氾 濫 注 意 水位から 天端までの 余 裕 高 (m)
秋光川	(飯田橋) 鳥栖市飯田町	2.10	2.60	3.40	4.00	2.00
大木川	(井河原橋) 鳥栖市神辺町 ※未公表	1.00	1.20	—	—	1.40
大木川	(酒井上橋) 鳥栖市酒井西町	2.40	2.90	3.10	3.38	2.00
安良川	(幸津橋) 鳥栖市幸津町	1.60	2.00	2.86	3.24	2.32
沼川	(沼川橋) 鳥栖市三島町 ※未公表	2.40	2.90	—	—	2.40

水位模式図



洪水予報

1 洪水予報の基準

区 分	基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
氾濫危険情報 (洪水情報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。

2 国土交通大臣と気象庁官が共同して行う洪水予報地点（基準地点）

河川名	観測所名	位 置	所在地	平 常 水 位 (m)	水防団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)	計画高 水 位 (m)
筑後川	瀬ノ下	北緯 33° 19' 10" 東経 130° 29' 42"	久留米市 瀬下町 字浜町上	1.44	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78

水防警報

1 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員に待機を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
解 除	氾濫注意水位を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき、水防活動の終了を水防支部長(土木事務所長)が通知するもの。
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長(土木事務所長)が水防警報を発表する。	

2 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

河 川	区 域
筑後川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで
宝満川	右岸 鳥栖市酒井東町(秋光川合流点)から幹川合流点まで

3 県知事が水防警報を発表する河川

河 川	区 域
安良川	鳥栖市山浦町岸田橋から鳥栖市幸津町鉄道橋まで
大木川	鳥栖市曾根崎町国道3号線八坂橋から宝満川合流点まで
秋光川	三養基郡基山町大字小倉国道3号秋光橋から宝満川合流点まで

4 水防警報対象量水標及び条件

河 川 (水系名)	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
筑後川 (筑後川)	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(5.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.50m)を越え、氾濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
宝満川 (筑後川)	端間	水防団待機水位(2.40m)に達し、氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
安良川	幸津橋	水防団待機水位(1.60m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.60m)を越え、氾濫注意水位(2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
大木川	酒井上橋	水防団待機水位(2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(2.90m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
秋光川	飯田橋	水防団待機水位(2.10m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.10m)を越え、氾濫注意水位(2.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位(2.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。

水防信号及び標識

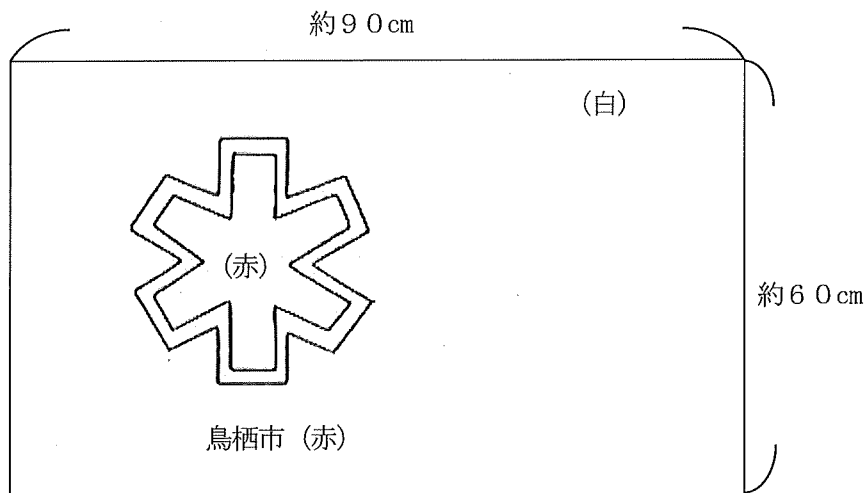
1 水防信号

- 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号			
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 15秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 15秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 15秒</td> </tr> </table>	○—休止 約 約 5秒 15秒	○—休止 約 約 5秒 15秒	○—休止 約 約 5秒 15秒
○—休止 約 約 5秒 15秒	○—休止 約 約 5秒 15秒	○—休止 約 約 5秒 15秒			
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 6秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 6秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 5秒 6秒</td> </tr> </table>	○—休止 約 約 5秒 6秒	○—休止 約 約 5秒 6秒	○—休止 約 約 5秒 6秒
○—休止 約 約 5秒 6秒	○—休止 約 約 5秒 6秒	○—休止 約 約 5秒 6秒			
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 10秒 5秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 10秒 5秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 10秒 5秒</td> </tr> </table>	○—休止 約 約 10秒 5秒	○—休止 約 約 10秒 5秒	○—休止 約 約 10秒 5秒
○—休止 約 約 10秒 5秒	○—休止 約 約 10秒 5秒	○—休止 約 約 10秒 5秒			
第4信号	乱 打	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 1分 5秒</td> <td style="text-align: center;">○—休止 約 約 1分 5秒</td> </tr> </table>	○—休止 約 約 1分 5秒	○—休止 約 約 1分 5秒	
○—休止 約 約 1分 5秒	○—休止 約 約 1分 5秒				
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。				

2 水防標識

車両の緊急優先通行標識は次のとおりである。



※ ただし、鳥栖市の所有する標識にあわせる。

<参考>

国交省の「水防計画作成の手引き」

夜明ダム放流情報の伝達先

区 長	排水機場
真木町、高田町、安楽寺町、水屋町、江島町、下野町、三島町	前川排水機場、轟木排水機場、 沼川排水機場、下野排水機場

水防警報及び氾濫注意情報等の伝達先

河川名	区 長	排水機場等
筑後川	江島町、儀徳町、前田町、幸津町、下野町、三島町、 あさひ新町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、西赤川樋管
宝満川	轟木町、藤木町、今泉町、真木町、高田町、安楽寺町、 酒井西町、酒井東町、水屋町、飯田町、江島町、 村田町、儀徳町、前田町、幸津町、下野町、三島町、 西田町、あさひ新町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、西赤川樋管
秋光川	永吉町、酒井西町、酒井東町、水屋町、飯田町、 姫方町、幡崎町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、沼川水門、 西赤川樋管
大木川	藤木町、高田町、安楽寺町、本鳥栖町、神辺町、 酒井西町、酒井東町、曾根崎町、水屋町、松原町	前川排水機場、轟木排水機場、 沼川排水機場、下野排水機場、 大木川水門、北畑水門、 沼川水門
安良川	轟木町、真木町、宿町、蔵上町、牛原町、山浦町、 原古賀町、儀徳町、幸津町、下野町、三島町、 あさひ新町	沼川排水機場、下野排水機場、 沼川水門、上川原樋管、 一本杉樋管、幸津樋管

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設の範囲】

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち、次の用途のものとする。

区分	施設種別
高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、生活支援ハウス、地域共生ステーション、老人福祉センター
障害児・障害者施設	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、児童厚生施設、病児保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、乳児院、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、一時預かり事業所
医療施設	病院、診療所（有床に限る）、助産所
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、高等専修学校、高等課程を置く専修学校

(1) 洪水浸水想定区域内

No.	区分	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設寿夢の郷	高田町字中の坪205番地1
2	高齢者施設	看護小規模多機能	看護小規模多機能フイオールとどろき	轟木町1579番地1
3	障害児・障害者施設	居宅介護	あいぞら訪問介護ステーション	田代外町655-20
4	障害児・障害者施設	居宅介護	訪問介護びあサポ	田代外町696番地1
5	障害児・障害者施設	居宅介護	ヒューマンサポート・タッチ	江島町字西谷3300番地1
6	障害児・障害者施設	居宅介護	ホームヘルプサービスセントポリア	真木町1990番地
7	障害児・障害者施設	共同生活援助	スイングフエイス	下野町字五郎丸1962番地1

8	障害児・障害者施設	共同生活援助	しゃぼん	幸津町 980-1
9	障害児・障害者施設	計画相談支援	相談支援事業所 天の川	今泉町 2 2 4 9 - 5 シヤンテドミール 1 0 1
10	障害児・障害者施設	計画相談支援	相談支援事業所 Touch	酒井西町 640-3
11	障害児・障害者施設	計画相談支援	相談支援センター つなぐ	藤木町 2103-1 ナビゲーション 304
12	障害児・障害者施設	計画相談支援	夢	下野町 2355
13	障害児・障害者施設	行動援護	ヒューマンサポート・タッチ	江島町字西谷 3300 番地 1
14	障害児・障害者施設	児童発達支援	多機能型事業所ミルキウエイ	今泉町 2 2 4 9 - 5 シヤンテドミール 1 0 1
15	障害児・障害者施設	児童発達支援	ミライト鳥栖	今泉町 2 4 4 9 番地 1
16	障害児・障害者施設	児童発達支援	こどもデイサービスなないろ鳥栖	藤木町 1 0 9 1 番地 6 号
17	障害児・障害者施設	児童発達支援	児童ルーム スマイル CoCo	酒井西町字柳原 346-2
18	障害児・障害者施設	児童発達支援	児童ルーム たっちキッズ 鳥栖南	酒井西町 640-3
19	障害児・障害者施設	就労継続支援(A型)	マリーズハウス	下野町 2355 番地
20	障害児・障害者施設	就労継続支援(A型)	就労支援事業所ふくろう鳥栖事業所	藤木町 1 番 30 号
21	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	優	下野町 2509 番地
22	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	全力疾走	儀徳町 2650 番地 2 号
23	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	はな	幸津町 980 番地 1
24	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	社会福祉法人かだん	幸津町 980-1
25	障害児・障害者施設	重度訪問介護	ヒューマンサポート・タッチ	江島町字西谷 3300 番地 1
26	障害児・障害者施設	障害児相談支援	相談支援事業所 Touch	酒井西町 640-3
27	障害児・障害者施設	障害児相談支援	夢	下野町 2355
28	障害児・障害者施設	障害児相談支援相談支援	相談支援事業所 天の川	今泉町 2 2 4 9 - 5 シヤンテドミール 1 0 1
29	障害児・障害者施設	生活介護	ひかり	幸津町 980 番地 1
30	障害児・障害者施設	生活介護	朝日山学園	江島町字西谷 3300 番地 1
31	高齢者施設	地域共生ステーション	宅老所 あさひ	江島町 1880 番地 1
32	高齢者施設	地域密着通所介護	デイサービスセンターあさひ	江島町 1 8 8 0 番地 1
33	高齢者施設	通所介護	デイサービスきたえらむ鳥栖中央	藤木町 2 番地 1

34	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンター「ほほえみ」	藤木町1450番地6
35	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターポートポリアセカンドステーション	真木町1990番地
36	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンター南風田代	田代外町699番地4
37	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターろしゅう	儀徳町2907番地1
38	高齢者施設	通所介護	ぽつかぼか・ハートケア鳥栖	儀徳町2603番地1
39	高齢者施設	通所介護	今村病院デイサービスセンター	轟木町1572番地
40	高齢者施設	通所介護	デイサービスけいしん	原町688-1
41	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターポートポリア	今泉町2434番地1
42	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム百楽仙	蔵上四丁目292番地
43	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	蔵上四丁目293番地
44	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム南風	儀徳町2238番地1
45	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	今泉町2395番地1
46	高齢者施設	認知症共同	グループホーム「かがやきの里」とどろき	轟木町1574番地
47	高齢者施設	認知症共同	グループホームけいしん巷番館	原町688番地1
48	高齢者施設	認知症共同	グループホームけいしん式番館	原町688番地1
49	高齢者施設	認知症共同	グループホームめぐみ	儀徳町2907番地1
50	障害児・障害者施設	放課後等デイ	多機能型事業所ミルキウエイ	今泉町2249-5シャントドミール101
51	障害児・障害者施設	放課後等デイ	アース バニラ	田代外町678番地3
52	障害児・障害者施設	放課後等デイ	ミライト鳥栖	今泉町2449番地1
53	障害児・障害者施設	放課後等デイ	こどもデイサービスなないろ鳥栖	轟木町1091番地6号
54	障害児・障害者施設	放課後等デイ	こども発達支援ハウス 叶	下野町2355番地
55	障害児・障害者施設	放課後等デイ	こども発達支援ハウス 叶2番館	幸津町984番地1
56	高齢者施設	有料老人ホーム	けいしんハウス	原町恒石688番地1
57	高齢者施設	有料老人ホーム	ぽつかぼか・鳥栖館	儀徳町2650番地1
58	高齢者施設	有料老人ホーム	ルックスエトグラフア	儀徳町2907番地1
59	高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム百楽仙	蔵上四丁目292
60	高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	蔵上四丁目293

61	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム フィオーレとどろき	轟木町 1579-1
62	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホームセントポリーアセカンドステージ	真木町 1990 番地
63	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム 南風田代	田代外町 699 番地 4
64	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホームはななこ	下野町 1391-3
65	高齢者施設	有料老人ホーム	南風	儀徳町 2238-1
66	高齢者施設	有料老人ホーム	南風Ⅱ番館	今泉町 2395-1
67	高齢者施設	有料老人ホーム	高齢者専用賃貸住宅セントポリーア	今泉町 2434 番地 1
68	医療施設	診療所	すむのさと高尾病院	高田町 210 番地 1
69	医療施設	病院	今村病院	轟木町 1523 番地 6
70	医療施設	病院	医療法人啓心会 啓心会病院	原町浦田 670 番地 1
71	教育施設	公立小学校	基里小学校	曾根崎町 1521-1
72	教育施設	公立小学校	旭小学校	村田町 109-1
73	教育施設	公立中学校	基里中学校	原町 672-1
74	教育施設	放課後児童クラブ	放課後児童クラブげんき	蔵上町 35 番地 4
75	教育施設	放課後児童クラブ	アフタースクールあいあい	儀徳町 2213 番地 1
76	教育施設	保育所	ひよこ保育園とどろき	轟木町 1560-2
77	教育施設	保育所	ふれあい保育園	藤木町 1-32 (商工団地内)
78	教育施設	保育所	パンダ保育園	真木町 2070-2
79	教育施設	保育所	ひよこ保育園 GRANDIR	轟木町 1564
80	教育施設	保育所	下野園	下野町 2587
81	教育施設	保育所	あいあい保育園	儀徳町 2213-1
82	教育施設	保育所	白鳩園	原町 715-3
83	教育施設	保育所	ヤクルト鳥栖サービスセンター	儀徳町 2209
84	教育施設	保育所	あさひ託児ルーム	幸津町 979-9
85	教育施設	保育所	すむのさと子供館	高田町 210-1
86	教育施設	幼稚園	あさひ幼稚園	儀徳町 2609
87	教育施設	幼稚園	若竹幼稚園	曾根崎町 1389-1
88	教育施設	幼稚園	鳥栖ルンビニ幼稚園	轟木町 1327

(2) 土砂災害警戒区域内

No.	区分	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム真心の園	村田町1250番地1
2	高齢者施設	短期生活	真心の園ショートステイ	村田町1250番地1
3	高齢者施設	通所介護	真心の園デイサービスセンター	村田町1250番地1
4	障害児・障害者施設	就労移行支援	グリーンフアーム山浦 (多機能型)	山浦町字椿谷 1732 番地 1
5	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	グリーンフアーム山浦 (多機能型)	山浦町字椿谷 1732 番地 1
6	障害児・障害者施設	就労定着支援	グリーンフアーム山浦	山浦町字椿谷 1732 番地 1
7	教育施設	保育所	まごころ保育園	村田町 1250 番地 1

水防倉庫設置状況

区 分	項 目
管 理 者	鳥栖市長
所 在 地	鳥栖市本町（鳥栖消防署敷地内）
倉 庫 の 名 称	中央水防倉庫
備 蓄 資 材	杭木、鉄杭、土のう、水のう、ブルーシート、ロープ、トラロープ、KPロープ、鉄線
備 蓄 器 材	木蛸、掛矢、ハンマー、スコップ、ツルハシ、鋸、斧、鎌、ナタ、ペンチ、シノー、クリッパー、チェーンソー
そ の 他	レンチ、バール、投光器、懐中電灯、発電機、ハロゲンライト、カラーコーン

水防活動状況報告

川水系	佐賀県	年 月 日	増水、台風	号	年 月 日	時 分	現在
-----	-----	-------	-------	---	-------	-----	----

河川名	基準 観測所	水防活動時刻		水防活動地先 (距離標)		水防活動を 行った原因	工法 活動内容	主要資材	活動人員	効果	備考
		開始日時	終了日時	自	至						

※工法、活動等の状況が変わり次第、報告

一般被害一覽

川水系	佐賀県	年 月 日増水、台風 号	年 月 日 時 分現在
-----	-----	--------------	-------------

市 町 名					
人 的 被 害	死 者	人			
	負 傷 者	人			
	行方不明者	人			
家 屋 被 害	全 壊	戸			
	半 壊	戸			
	流 失	戸			
	床 上 浸 水	戸			
	床 下 浸 水	戸			
	非住家被害	戸			
耕 地 被 害	水 田	流 失・埋 没	町歩		
		浸 水	町歩		
	畑	流 失・埋 没	町歩		
		浸 水	町歩		
土 木 施 設 関 係 被 害	道 路 被 害	ヶ所			
	橋 梁 流 失	ヶ所			
	堤 防 決 壊	ヶ所			
	山(崖)崩れ	ヶ所			
	鉄・軌道被害	ヶ所			
り 災 者 概 数	人				
り 災 世 帯 数	戸				
摘 要					

避難状況報告

川水系	佐賀県	年	月	日	増水、台風	号	年	月	日	時	分	現在
-----	-----	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	----

市町名	地区名	日付	時間	避難状況	避難人数	避難場所	備考

※避難状況、避難人数等、状況が変わり次第、報告

水防活動実施報告

鳥栖市 (月分)

出水の概況	川		氾濫注意水位 (警戒水位)		m		雨量		mm	
水防実施箇所	川		左岸		地先		m		右	
日時	自 月 日		時		至 月 日		時			
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計			
人員	人		人		人		人			
水防作業の概況及び工法										
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
	効果被害	m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人		
使用資器材	土のう					居住者の				
	シート類					出動状況				
	縄・ロープ類					水防関係者の				
	杭・丸太・鉄杭					死傷				
その他					雨量・水位の					
その他					状況					
水防活動に関する										
自己批判										
備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防支部を経由して、当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに水防活動概要報告書を添付の上、水防本部に報告。

年大雨・台風 号における水防活動

(佐賀県鳥栖市消防団 分団・ 年 月 日～ 日)

○概要

鳥栖市消防団〇〇分団は、〇年〇月〇日、(台風〇号の影響に伴う)集中豪雨に際し、述べ〇部隊 〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
／ ～ 時間 約	名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300袋) ・避難誘導 (20世帯) ・排水作業 (3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み上げ土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

重要水防箇所評定基準（国土交通省関係）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所指定基準（県河川）

- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、農地60ha以上に被害を与える区間

重要水防箇所危険度評定基準（県河川）

項目 \ 危険度 ランク	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）	C（重要な箇所）
堤防高 （流下能力）	・時間雨量30mm程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量30～50mm程度の流下能力しかない区間	—
堤体の強度・ 断面	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流失実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれのある区間	・河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予想される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・その他水防上注意を要する区間
※ 2以上の項目に該当し、危険度ランクが違う場合は、上位ランクに評定する。			

河川等水防箇所

1 河川

(1) 国土交通省関係

① 重要水防箇所一覧表 (A)
無し

② 重要水防箇所一覧表 (B)

河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
宝満川	鳥栖市幸津町	左岸	2 k 0 2 5 ~ 2 k 1 0 0	7 2 m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
宝満川	鳥栖市幸津町	右岸	2 k 0 2 5 ~ 2 k 1 0 0	8 6 m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工

③ 重要水防箇所一覧表 (A) 工作物

河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考
安良川	鳥栖市下野	右岸	0 k 2 0 0	板井手堰用水樋管 下野水利組合 応急対策A
安良川	左岸:鳥栖市真木 右岸:鳥栖市下野	両岸	0 k 1 7 5	板井手堰 下野水利組合 応急対策A

④ 重要水防箇所一覧表 (B) 工作物

河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考
安良川	左岸:鳥栖市轟木 右岸:鳥栖市幸津	両岸	2 k 0 4 0	旭川鉄道橋 九州旅客鉄道(株) 桁下高B

(2) 県関係

① 重要水防箇所及びその危険と予想される箇所

河川名	重要水防箇所			危険と予想される主な箇所				予想される 主な事態	主な水防工作
	延長	区 間	延 長	危険ランク	区 間	延 長	危険ランク		
沼 川	左 3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—	—	—	—
沼 川	右 3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—	—	—	—
安良川	左 2,600	市道平田養父線～県道佐賀川久保鳥栖線松原新橋 J R長崎本線～喜平橋	—	—	—	—	—	—	—
安良川	右 3,200	市道平田養父線～喜平橋	右 1,300	B	市道平田養父線岸田橋～J R長崎本線	—	—	越水・破堤	積土俵・木流し
大木川	左 4,600	J R鹿兒島本線～大木川水門	—	—	—	—	—	—	—
大木川	右 4,600	J R鹿兒島本線～大木川水門	—	—	—	—	—	—	—
山下川	左 1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—	—	—	—
山下川	右 1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—	—	—	—
秋光川	左 8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—	—	—	—
秋光川	右 8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—	—	—	—

② 重要水防区間外で危険と予想される箇所

河川名	危険と予想される主な箇所				予想される 主な事態	主な水防工作
	延長	危険度 ランク	区 間	延 長		
安良川	右 100	B	市道平田養父線より上流100mまで	—	水があふれる	積土俵・木流し
西田川	左 2,600	B	県道中原鳥栖線上流～筑後川合流点	—	水があふれる	積土俵
西田川	右 2,600	B	県道中原鳥栖線上流～筑後川合流点	—	水があふれる	積土俵

2 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

路線名	位置及び区間	道路 巾員 (m)	日雨量100mmの場合の 冠水状況			日雨量200mmの場合の 冠水状況			迂回路 の有無	備 考
			延長 (m)	水深 (cm)	期間 (時)	延長 (m)	水深 (cm)	期間 (時)		
久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町JR鹿兒島本線高架下	16	0	0	0	80	20	4	有	国道34号
中原鳥栖線	鳥栖市儀徳町(JR鹿兒島本線高架下)	6	0	0	0	50	20	4	有	
轟木・衛生処理場線	鳥栖市真木町	6							有	1級市道
曾根崎地下道線	鳥栖市本鳥栖町	4				50	20		有	2級市道
今泉・安楽寺線	鳥栖市今泉町～鳥栖市真木町	9				100	30		有	2級市道
村田・西田線	鳥栖市村田町	5				300	30		有	2級市道
石橋川線	鳥栖市今泉町～鳥栖市真木町	5				150	30		有	3級市道
二本黒木・一本杉線	鳥栖市轟木町	5					30		有	3級市道
九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘(JR鹿兒島本線高架下)	11	0	0	0	80	20	4	有	

3 水防警戒を要するため池

溜池名	管理者名	位置	要水防延長 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	満水面上の余裕高	対水工法	要する主な資材			要避難民家数 (戸)	危険状況等
									込 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
神山	神山ため池水利組合	鳥栖市袖比町	178.0	2.30	109.0	14.40	1.50	土俵積	500	150	100	5	
安永田	安永田ため池水利組合	鳥栖市袖比町	100.0	2.70	135.0	12.00	2.30	土俵積	500	150	100	-	
太田	田代本町ため池水利組合	鳥栖市田代町	75.0	0.20	3.9	4.20	1.00	土俵積	500	150	100	10	
第一国泰寺	菅方ため池水利組合	鳥栖市菅方町	70.0	1.10	42.0	7.00	2.00	土俵積	500	150	100	300	
第二国泰寺	菅方ため池水利組合	鳥栖市神辺町	145.0	1.00	45.0	8.10	2.10	土俵積	500	150	100	300	
萱方	岡本 和久	鳥栖市萱方町	90.0	0.50	6.7	5.00	2.10	土俵積	500	150	100	10	
池田 (上)	池田ため池水利組合	鳥栖市神辺町	81.0	0.40	3.2	3.00	1.30	土俵積	500	150	100	2	
池田 (下)	内田 信久	鳥栖市神辺町	0.80	11.0	4.50	1.00	1.00	土俵積	500	150	100	40	
宿町	宿町ため池水利組合	鳥栖市牛原町	190.0	0.70	12.6	4.00	1.50	土俵積	500	150	100	100	
養父	養父ため池水利組合	鳥栖市養父町	51.0	0.50	5.0	3.90	1.00	土俵積	500	150	100	10	
古野	三好 文也	鳥栖市山浦町	40.0	0.20	4.8	4.00	1.40	土俵積	500	150	100	2	
原古賀(上)	片田 正俊	鳥栖市山浦町	110.8	0.54	16.7	5.70	0.90	土俵積	500	150	100	15	
原古賀(下)	片田 正俊	鳥栖市山浦町	106.0	0.80	24.0	6.45	1.30	土俵積	500	150	100	200	
平田 (下)	平田生産組合	鳥栖市平田町	69.0	0.20	4.5	9.00	1.80	土俵積	500	150	100		
平田 (上)	平田生産組合	鳥栖市平田町	35.0	0.05	1.2	7.40	1.70	土俵積	500	150	100	10	
乗目 (一の坪)	乗目一の坪ため池水利組合	鳥栖市山浦町	46.0	0.10	1.5	7.80	2.40	土俵積	500	150	100	10	
本谷	立石生産組合	鳥栖市立石町	85.0	0.30	7.5	8.40	1.50	土俵積	500	150	100	9	
吉原	立石生産組合	鳥栖市立石町	116.0	0.40	7.0	6.50	2.00	土俵積	500	150	100		
西の谷	江島町区	鳥栖市江島町	60.0	0.70	11.0	4.00	0.70	土俵積	500	150	100	2	
五番目谷	三島町区	鳥栖市江島町	43.0	0.40	6.0	3.50	0.90	土俵積	500	150	100	5	
一の坪	乗目一の坪ため池水利組合	鳥栖市山浦町	80.0	0.40	5.0	4.00	1.50	土俵積	500	150	100	1	

決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
堤体老朽、土砂堆積
土砂堆積
堤体老朽、余水吐断面狭小

排水ポンプ及び水こう門設置箇所

1 排水ポンプ

名称	排水先 河川名	内水河川名	位置	形式・口径・動力・台数・出力	総排水 能力 (m^3/h)	管理者	管理 受託者
前川	宝満川	前川	鳥栖市安楽寺町	立軸斜流 1, 200m/m デイゼル 3 台 228kw 213kw	32, 400	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
轟木	宝満川	轟木川	鳥栖市真木町	横軸斜流 2 台 1, 200m/m ガスタービン 213kw 横軸軸流 2 台 1, 600m/m ガスタービン 349kw	68, 400	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
蓮原	宝満川	蓮原川	鳥栖市水屋町	横軸軸流 1, 100m/m デイゼル 2 台 117kw	18, 000	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
沼川	筑後川	沼川放水路	鳥栖市下野町	立軸斜流 1, 000m/m デイゼル 2 台 240PS	18, 000	佐賀県	鳥栖市
下野	筑後川	西田川	鳥栖市下野町	横軸軸流 1, 200m/m デイゼル 2 台 215kw	21, 600	佐賀県	鳥栖市

2 水こう門

河川名	名称	位置	形状寸法	操作方法	全開に要 する時間	所有者	管理 受託者
宝満川	蓮原水門	鳥栖市水屋町	巾 高 3. 10×3. 80 中央 1 連 2. 30×3. 20 両側 2 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
宝満川	大木川水門	鳥栖市水屋町	巾 高 6. 00×8. 4 中央 3 連 6. 00×7. 2 両側 2 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
大木川	北畑水門	鳥栖市水屋町	巾 高 2. 40×3. 30 2 連	ディーゼル エンジン	5 分	佐賀県	鳥栖市
前川	前川排水樋門	鳥栖市真木町	巾 高 5. 80×3. 50 3 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市

河川名	名称	位置	形状寸法	操作方法	全開に要する時間	所有者	管理受託者
轟木川	轟木水門	鳥栖市轟木町	巾高 14.00×4.50 中央1連 6.20×2.95 両側2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
轟木川	轟木川放水路水門	鳥栖市轟木町	巾高 4.00×0.99 鋼製油圧式自動堰 1門	油圧	5分	佐賀県	—
西田川	下野水門	鳥栖市下野町	巾高 2.00×2.30 2連	電動	10分	佐賀県	鳥栖市
沼川放水路	沼川水門	鳥栖市下野町	巾高 11.25×4.40 2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
宝満川	西赤川樋門	鳥栖市酒井東町	巾高 3.00×3.53 鋼製スライドゲート 2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	上川原樋管	鳥栖市幸津町	巾高 1.75×1.75 鋼製ローラーゲート	ディーゼル エンジン	15分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	一本杉樋管	鳥栖市幸津町	巾高 1.75×1.50 鋼製ローラーゲート	ディーゼル エンジン	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	幸津樋管	鳥栖市幸津町	巾高 0.80×0.95 鋼製スライドゲート	手動		国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市

防災ダム設置箇所

- 1 名 称 河内ダム
- 2 位 置 鳥栖市河内町
- 3 所 有 者 佐賀県
- 4 管 理 者 鳥栖市
- 5 設置目的 大木川流域の災害防止と農業用水の確保

6 諸元

(1) 貯水池

流 域 面 積	9 2 0 ha
満 水 面 積	4 4 5 ha
集 水 面 積	1 1 . 9 ha
総 貯 水 量	1, 1 9 5, 8 9 0 m ³
洪水調節容量	9 2 2, 4 4 0 m ³
有効貯水量	1, 1 0 2, 4 4 0 m ³
灌 漑 必 要 量	1 8 0, 0 0 0 m ³
サーチャージ水位	1 9 4 . 8 7 2 m
常 時 満 水 位	1 8 4 . 0 2 8 m
最 低 水 位	1 7 8 . 5 0 0 m
堆 砂 容 量	9 3, 4 5 0 m ³

※総貯水量 … 有効、無効も含めたダム全体の容量

洪水調節容量 … 常時満水位からサーチャージ水位までの容量

有効貯水量 … 総貯水量から堆砂容量を引いた水を貯めることができる容量

サーチャージ水位 … 貯水できる限界の水位

常時満水位 … 利水のため確保できる水位

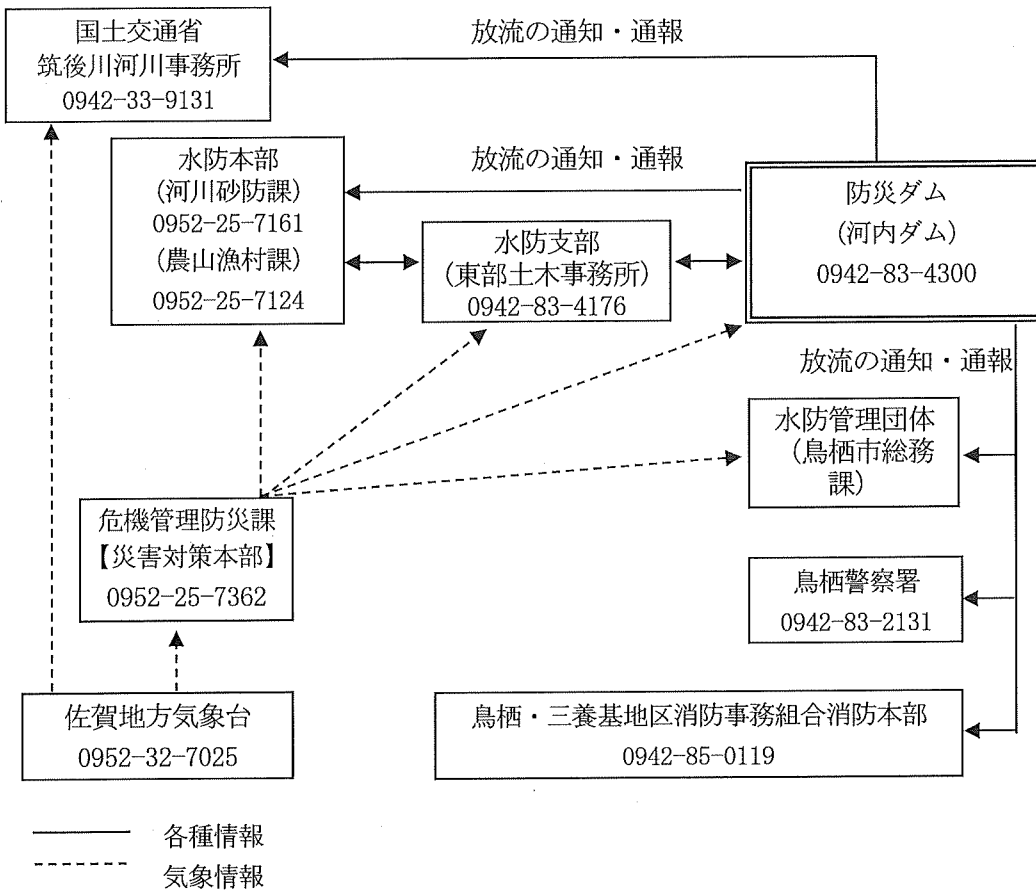
堆砂容量 … 50年間に堆積すると算定されている砂の量

(2) 堤体

形 式	中心コア型アースダム	
堤 高	3 5 m	
堤 長	1 5 3 m	
天 端	幅	8 m
	標 高	1 9 8 . 5 m

河内ダムの水防体制

1 連絡体制



2 河内ダム、下流域への連絡体制

(1) 警報車によりパトロール

(2) 急激な放流開始10分前

河内ダム管理事務所のサイレンを吹鳴して放流を周知

(3) 下流河川の水位上昇開始10分前

- ・上の車警報局のサイレンを吹鳴して放流を周知

- ・各警報局のスピーカーから放流を周知

神辺警報局、池田警報局、鎗田警報局、本鳥栖警報局、藤木警報局、酒井西警報局

土砂災害危険箇所

1 土石流危険渓流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	常時湧水	土石流危険区域		保全対象				
										渓流延長の延長 (m)	危険区域の最大幅 (m)	危険区域面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的建物	公共施設	耕地面積 (m ²)
203 I -001	筑後川	沼川	西新川	西新町	盲落	0.18	0.07	0.01	無	330	110	19,420	40	1	国道100m	0.07
203 I -002	筑後川	沼川	村田川	村田町	朝日	0.12	0.03	0.01	無	200	100	9,480		1		
203 I -003	筑後川	沼川	立石川1	立石町	山田	0.62	0.14	0.04	無	420	130	31,530	10		市道720m	0.95
203 I -004	筑後川	沼川	沼川	立石町	山田	2.7	2.83	1.5	無	800	160	111,250	15		市道1,600m	1.65
203 I -005	筑後川	沼川	立石川2	立石町	山田	0.21	0.05	0.01	無	640	160	70,330	15		市道1,410m	1.72
203 I -006	筑後川	安良川	牛原川1	牛原町	若林	0.44	0.12	0.08	無	1,300	140	98,700	5		市道880m	5.59
203 I -007	筑後川	安良川	牛原川2	牛原町	若林	0.75	0.19	0.1	無	1,100	140	71,400	5		市道830m	4.47
203 I -008	筑後川	安良川	安良川	河内町	転石	1.7	3.02	1.92	無	1,080	120	53,400	4	1	市道100m	1.57
203 I -009	筑後川	安良川	牛原川3	牛原町	井川口	0.96	0.08	0.07	無	220	100	13,200	7		市道270m	0.16
203 I -010	筑後川	安良川	牛原川4	牛原町	宮西	0.1	0.04	0.01	無	310	100	14,820	13		高速道30m 市道350m	0.37
203 I -011	筑後川	安良川	牛原川5	牛原町	宮西	0.38	0.13	0.06	無	540	100	21,130	12		高速道150m 市道510m	0.37
203 I -012	筑後川	安良川	牛原川6	牛原町	宮西	0.23	0.08	0.03	無	480	70	17,240	2	1	高速道40m 市道200m	0.43
203 I -013	筑後川	安良川	神辺川1	神辺町	松本	0.11	0.05	0.01	無	560	110	27,670	18	1	市道750m	1.13
203 I -014	筑後川	大木川	神辺川2	神辺町	松本	0.12	0.03	0.02	無	370	110	21,840	18	2	市道620m	0.44

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置			流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流危険区域			保全対象				
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)	
203 I -015	筑後川	大木川	神辺川3	神辺町	松本	0.08	0.01	0.01	0.01	無	110	50	3,660	6		市道 100m	0.06
203 I -016	筑後川	大木川	河内川1	河内町	谷口	0.74	0.15	0.13	0.13	無	400	50	15,600	5		県道 120m 市道 220m	0.44
203 I -017	筑後川	大木川	河内川2	河内町	谷口	0.9	0.34	0.05	0.05	無	530	60	23,600	6		県道 140m 市道 200m	0.66
203 I -018	筑後川	大木川	河内川3	河内町	谷口	0.75	0.23	0.11	0.11	無	900	100	40,600	7		県道 360m 市道 160m	1.32
203 I -019	筑後川	大木川	河内川4	河内町	石坂	0.63	1.35	0.39	0.39	無	840	100	45,200	6		県道 310m 市道 160m	1.28
203 I -020	筑後川	大木川	河内川5	河内町	石坂	0.48	0.23	0.03	0.03	無	710	70	24,000	6		県道 280m 市道 160m	0.6
203 I -021	筑後川	大木川	河内川6	河内町	龍眼	0.14	0.02	0.01	0.01	無	70	60	2,740		1	県道 40m	
203 I -022	筑後川	大木川	袖比川1	袖比町	谷口	0.2	0.04	0.01	0.01	無	230	60	11,550	9	1	市道 320m	0.18
203 I -023	筑後川	大木川	袖比川2	袖比町	神山	0.4	0.13	0.02	0.02	無	400	120	30,700		1	市道 450m	1.1
203 II -001	筑後川	安良川	山浦川1	山浦町	鬼迫	0.46	0.19	0.08	0.08	無	680	80	28,600	1		高速道 60m 市道 290m	1.17
203 II -002	筑後川	安良川	山浦川2	山浦町	鬼迫	0.76	0.19	0.16	0.16	無	540	240	71,800	1		高速道 210m 市道 690m	2.43
203 II -003	筑後川	安良川	山浦川3	山浦町	西田	0.54	0.15	0.01	0.01	無	290	90	15,900	1		高速道 40m 市道 120m	1.1
203 II -004	筑後川	河内川	牛原川7	牛原町	若林	0.29	0.1	0.09	0.09	無	970	140	64,100	4		市道 700m	1.54
203 II -005	筑後川	河内川	河内川	牛原町	若林	3.1	4.28	3.74	3.74	無	1,280	140	90,100	4		市道 700m	5.57
203 II -006	筑後川	河内川	牛原川8	牛原町	若林	0.8	0.18	0.13	0.13	無	720	140	43,700	2		市道 710m	2.89

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	常時湧水	土石流氾濫区域			保全対象			
										氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的建物	公共施設	耕地面積 (m ²)
203 II -007	筑後川	河内川	牛原川9	牛原町	若林	0.22	0.05	0.03	無	690	140	41,400	2		市道600m	2.89
203 II -008	筑後川	安良川	牛原川10	牛原町	井手口	1.32	0.43	0.43	無	360	80	16,100	1			0.65
203 II -009	筑後川	安良川	河内川7	河内町	櫛石	0.21	0.03	0.03	無	660	80	25,000	1		市道110m	0.7
203 II -010	筑後川	安良川	河内川8	河内町	櫛石	0.34	0.06	0.06	無	720	80	25,700	1		市道100m	0.74
203 II -011	筑後川	安良川	河内川9	河内町	櫛石	0.12	0.02	0.02	無	1,020	80	40,300	2		市道100m	1.21
203 II -012	筑後川	安良川	河内川10	河内町	櫛石	0.42	0.16	0.15	無	880	80	36,300	2		市道100m	1.2
203 II -013	筑後川	安良川	河内川11	河内町	櫛石	0.1	0.03	0.02	無	860	80	33,800	2		市道100m	1.1
203 II -014	筑後川	安良川	河内川12	河内町	櫛石	0.13	0.02	0.02	無	490	80	20,600	1		市道100m	0.64
203 II -015	筑後川	安良川	河内川13	河内町	新屋敷	0.46	0.2	0.1	無	490	80	22,800	2		市道230m	0.95
203 II -016	筑後川	安良川	河内川14	河内町	樋渡	0.36	0.15	0.05	無	270	90	16,200	1			0.7
203 II -017	筑後川	安良川	牛原川11	牛原町	井手口	0.21	0.05	0.04	無	250	60	10,800	2		市道120m	0.53
203 II -018	筑後川	安良川	牛原川12	牛原町	井手口	0.08	0.01	0.01	無	130	90	5,960	3		市道110m	0.06
203 II -019	筑後川	安良川	牛原川13	牛原町	別石	0.94	0.29	0.17	無	350	110	26,000	3		高速道120m 市道210m	1.39
203 II -020	筑後川	大木川	神辺川4	神辺町	都谷	0.08	0.02	0.01	無	170	70	5,600	1		市道60m	0.07
203 II -021	筑後川	大木川	河内川15	河内町	三子谷	0.6	0.15	0.07	無	480	100	26,700	2		市道170m	0.46

溪流番号		水系名	河川名	溪流名	位置		流域概要				土石流危険区域						
					町	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	常時湧水	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的建物	公共施設	耕地面積 (m ²)
203 II -022	筑後川	大木川	河内川16	河内川	河内町	小原山	0.19	0.03	0.02	無	150	60	5,260	2		市道 80m	0.18
203 II -023	筑後川	大木川	河内川17	河内川	河内町	小原山	0.07	0.01	0.01	無	180	50	5,840	2		市道 80m	0.29
203 II -024	筑後川	大木川	河内川18	河内川	河内町	小原山	0.25	0.04	0.03	無	220	50	8,720	2		市道 110m	0.34
203 II -025	筑後川	大木川	河内川19	河内川	河内町	石坂	0.58	0.13	0.02	無	330	50	11,500	3		県道 70m 市道 70m	0.31
203 II -026	筑後川	大木川	河内川20	河内川	河内町	小原山	0.37	0.05	0.04	無	130	50	6,380	3		県道 30m 市道 50m	0.07
203 II -027	筑後川	大木川	河内川21	河内川	河内町	三子谷	0.92	0.32	0.25	無	480	70	28,200	3		県道 70m 市道 70m	0.75
203 II -028	筑後川	大木川	神辺川5	神辺川	神辺町	森塚	0.63	0.13	0.13	無	320	60	13,400	2		県道 120m	0.4
203 II -029	筑後川	大木川	神辺川6	神辺川	神辺町	森塚	0.28	0.04	0.04	無	300	60	10,500	2		県道 90m	0.44
203 II -030	筑後川	大木川	神辺川7	神辺川	神辺町	谷口	0.46	0.06	0.05	無	160	50	6,140	1		県道 30m	0.21
203 II -031	筑後川	大木川	神辺川8	神辺川	神辺町	谷口	0.26	0.07	0.05	無	130	100	7,290	4		市道 170m	0.21
203 II -032	筑後川	大木川	神辺川9	神辺川	神辺町	谷口	0.09	0.01	0.01	無	120	70	6,600	3		市道 50m	0.17
203 III -001	筑後川	沼川	立石川3	立石川	立石町	吉原	1.6	0.41	0.21	無							
203 III -002	筑後川	安良川	山浦川4	山浦川	山浦町	西田	1.21	0.36	0.21	無							
203 III -003	筑後川	安良川	山浦川5	山浦川	山浦町	谷頭	0.29	0.06	0.02	無							
203 III -004	筑後川	安浦川	山浦川6	山浦川	山浦町	谷頭	1.53	0.58	0.13	無							

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	常時湧水	土石流氾濫区域			保全対象			
										氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的建物	耕地面積 (m ²)	
203Ⅲ-005	筑後川	大木川	河内川22	河内町	横井	0.26	0.08	0.02	無							
203Ⅲ-006	筑後川	大木川	神辺川10	神辺町	都谷	0.08	0.01		無	140	40	4,004			0.06	
203Ⅲ-007	筑後川	大木川	神辺川11	神辺町	谷口	0.16	0.02		無							
203Ⅲ-008	筑後川	本川川	袖比川3	袖比町	神山	0.09	0.01		無							
203Ⅲ-009	筑後川	本川川	袖比川4	袖比町	永田	0.1	0.03	0.01	無							
203Ⅲ-010	筑後川	本川川	袖比川5	袖比町	永田	0.07	0.02	0.01	無							
203Ⅲ-011	筑後川	本川川	袖比川6	袖比町	永田	0.23	0.05	0.01	無							
203Ⅲ-012	筑後川	本川川	袖比川7	袖比町	永田	0.24	0.02	0.01	無							
203Ⅲ-013	筑後川	本川川	袖比川8	袖比町	永田	0.07	0.01	0.01	無							

※平成14年佐賀県公表の土石流危険溪流箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	位置		斜面区分	斜面の状況			地質・土地の状況				保全対象			備考	
					高さ (m)	延長 (m)	勾配 (度)	湧水の 状況	表土の 厚さ (m)	岩盤 の 亀裂	地表の 状況	地盤の 状況	人家 (戸)	公共的 建物		公共施設
203 I -001	河内1	河内町	本村	自然	40	155	45	斜面は 乾燥	1	有	風化・亀裂の 発達した岩	強風化岩 (マサ土)		2	市道 82m	保安林 (一部)
203 I -002	上の車	神辺町	谷口	自然	40	350	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	18		市道 400m	
203 I -003	門前2	神辺町	堂の本	自然	30	95	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1	1		
203 I -004	門前	神辺町	松本	自然	20	165	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	16		市道 185m	
203 I -005	一の坪	山浦町	一の坪	自然	16	230	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	7		市道 105m	
203 I -006	屋敷	立石町	屋敷	自然	14	420	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	16	1	市道 105m	
203 I -007	二ツ谷	立石町	二ツ谷	自然	12	155	30	降雨時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	6		市道 32m	
203 I -008	西新町1	西新町	所熊	自然	7	130	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	7		市道 145m	
203B I -001	道庵	山浦町	道庵	人工	11	95	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	5		市道 46m	
203 II -001	河内2	河内町	谷口	自然	15	30	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203 II -002	河内3	河内町	谷口	自然	10	25	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203 II -003	石坂	河内町	石坂	自然	50	50	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3			
203 II -004	小原山1	河内町	小原山	自然	50	35	50	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3		県道 35m	
203 II -005	櫓石1	河内町	櫓石	自然	100	20	40	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			保安林
203 II -006	櫓石2	河内町	櫓石	自然	60	30	40	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 30m	
203 II -007	新屋敷1	河内町	新屋敷	自然	50	90	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			

箇所番号	箇所名	位置		斜面区分	斜面の状況			地質・土地の状況			保全対象			備考		
					町	字	湧水の状況	表土の厚さ(m)	岩盤の亀裂	地表の状況	地盤の状況	人家(戸)	公共的建物		公共施設	
		高さ(m)	延長(m)													勾配(度)
					地形概要											
203 II -008	横井	河内町	横井	自然	20	30	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 30m	
203 II -009	神山2	袖比町	神山	自然	15	40	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203 II -010	神山1	袖比町	神山	自然	10	25	60	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 30m	
203 II -011	山留2	神辺町	山留	自然	10	50	50	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		市道 50m	
203 II -012	荻野	袖比町	荻野	自然	8	30	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2			
203 II -013	河原田	神辺町	河原田	自然	5	40	70	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		市道 40m	
203 II -014	堂の本1	神辺町	堂の本	自然	30	70	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	3			
203 II -015	堂の本2	神辺町	都谷	自然	15	20	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203 II -016	姫方	姫方町	姫方	自然	5	100	55	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	段丘堆積物	3		市道 30m	
203 II -017	四阿屋1	牛原町	若林	自然	40	35	35	降雨時湧水有	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 35m	
203 II -018	四阿屋3	牛原町	若林	自然	60	100	45	斜面はシメシメ	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	4		市道 100m	
203 II -019	四阿屋2	牛原町	若林	自然	60	35	45	斜面は乾燥	0.5	有	風化・亀裂の発達した岩	硬岩	1			
203 II -020	井川口1	牛原町	井川口	自然	100	100	50	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	4		市道 90m	
203 II -021	井川口2	牛原町	井川口	自然	40	30	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 30m	
203 II -022	四阿屋5	牛原町	東河内	自然	8	100	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		市道 100m	
203 II -023	四阿屋4	山浦町	牛石	自然	20	50	30	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		市道 50m	

箇所番号	箇所名	位置		斜面区分	斜面の状況			地質・土地の状況				保全対象			備考	
					高さ(m)	延長(m)	勾配(度)	湧水の状況	表土の厚さ(m)	岩盤の亀裂	地表の状況	地盤の状況	人家(戸)	公共的建物		公共施設
203 II -024	宮西 1	牛原町	宮西	自然	20	60	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	3			
203 II -025	三本谷 1	山浦町	三本谷	自然	8	100	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	3		市道 100m	
203 II -026	古野 1	山浦町	古野	自然	6	80	75	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2			
203 II -027	五本谷	山浦町	五本谷	自然	5	50	55	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2			
203 II -028	東前 1	平田町	東前	自然	20	150	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	4		市道 40m	
203 II -029	東前 2	平田町	東前	自然	10	120	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	4		市道 30m	
203 II -030	東前 3	平田町	東前	自然	10	20	55	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203 II -031	五本松 1	村田町	五本松	自然	70	35	45	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 35m	
203 II -032	五本松 2	村田町	朝日	自然	7	60	60	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2			
203 II -033	江島	江島町	奈良の元	自然	7	50	30	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2			
203 II -034	西新町 2	西新町	所熊	自然	7	40	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203 II -035	棧敷	立石町	棧敷	自然	8	30	30	斜面は乾燥	1.5	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 30m	
203 II -036	日渡	立石町	日渡	自然	5	40	60	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		市道 50m	
203 II -037	二ツ谷 2	立石町	二ツ谷	自然	12	25	30	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道 25m	
203 II -038	吉原 2	立石町	吉原	自然	15	30	30	斜面は乾燥	1.5	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203 II -039	吉原 1	立石町	吉原	自然	5	60	40	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	3			

箇所番号	箇所名	位置		斜面区分	斜面の状況			地質・土地の状況				保全対象			備考	
		町	字		地形概要		湧水の状況	表土の厚さ(m)	岩盤の亀裂	地表の状況	地盤の状況	人家(戸)	公共的建物	公共施設		
					高さ(m)	延長(m)										勾配(度)
203II-040	山田2	立石町	山田	自然	15	40	60	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			
203II-041	山田1	立石町	山田	自然	60	25	50	斜面はジメジメ	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1			保安林
203BII-001	宮西3	牛原町	宮西	人工	15	50	30	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	2		高速道50m 市道50m	
203BII-002	宮西2	牛原町	宮西	人工	10	40	65	斜面は乾燥	1	有	礫混じり土・砂質土	強風化岩(マサ土)	1		市道40m	

※平成14年佐賀県公表の急傾斜地崩壊危険箇所

3 その他

町	位置	頂上部面積	長さ	幅	移動土塊土量	備考
村田町	朝日	約8,700㎡	推定80m	推定170m	約270,000ρ (最大)	対策として、頂上部カット工法(排土工)、地表排水工、杭打工、地下水排除工、アンカー工、法面保護が考えられる。

※平成18年現況における予想

山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

番号	区分	地区名	位置		保全対象 人 (戸)	危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	備考
			町	字				
1	民有林	倉谷・谷口	河内町	倉谷	1	B	2	
2	民有林	本村・芳谷	河内町	本村	3	B	1	
3	民有林	山田	立石町	山田	6	C	1	
4	民有林	河内1	河内町	河内	9	A	1	
5	民有林	河内2	河内町	河内	12	A	1	
6	民有林	河内3	河内町	河内	4	A	1	
7	民有林	井川口	牛原町	井川口	2	C	1	
8	民有林	上車	神辺町	上車	6	B	1	
9	民有林	門前	神辺町	門前	30	A	2	
10	民有林	東十郎	河内町	東十郎		C	2	
11	民有林	間谷	神辺町	間谷		C	2	
12	民有林	立石	立石町	立石	26	B	1	
13	民有林		神辺町	上ノ車	5	C	3	
14	民有林	鳥越	河内町	鳥越		C	3	

※佐賀県山地災害危険地区調査

2 崩壊土砂流出危険地区

番号	区分	地区名	位置		保全対象		危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	溪流延長 (m)	平均勾配 (度)	備考
			町	字	人 (戸)	公共施設					
1	民有林	杓子	河内町	杓子	10		A	0.96	400	15	
2	民有林	神ノ谷	河内町	倉谷・谷口	11		A	1.20	500	8	
3	民有林	貝方	河内町	貝方	2		C	0.45	300	11	
4	民有林	牛原	牛原町	牛原	10		B	1.20	500	7	
5	民有林	転石1号	河内町	転石	3		C	0.45	300	9	

番号	区分	地区名	位置		保全対象		危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	溪流延長 (m)	平均勾配 (度)	備考
			町	字	人 家 (戸)	公共施設					
6	民有林	井川口	牛原町	井川口	13		B	0.96	400	14	
7	民有林	鳥越	河内町	鳥越			C	0.45	300	11	
8	民有林	若林1号	牛原町	若林	10		A	2.40	800	14	
9	民有林	城の浦	河内町	城の浦	5		A	1.20	500	13	
10	民有林	城の本1号	河内町	城の本	10		B	0.96	400	14	
11	民有林	城の本2号	河内町	城の本	10		B	0.45	300	13	
12	民有林	若林2号	牛原町	若林	10		A	2.16	900	13	
13	民有林	若林3号	牛原町	若林	10		A	1.68	700	14	
14	民有林	本村1号	河内町	本村	21	1	A	1.50	500	39	
15	民有林	芳谷	河内町	芳谷	1		C	2.10	700	11	
16	民有林	本村2号	河内町	本村	21		B	0.45	300	13	
17	民有林	谷口	河内町	谷口	13		A	1.80	600	10	
18	民有林	倉谷	河内町	倉谷	13		A	1.44	600	9	
19	民有林	鶴1号	河内町	鶴	15		B	0.90	300	15	
20	民有林	鶴2号	河内町	鶴	15		A	2.10	700	10	
21	民有林	石坂	河内町	石坂	15		A	1.44	600	53	
22	民有林	転石2号	河内町	転石	10		B	0.45	300	9	
23	民有林	城の本3号	河内町	城の本	5		B	0.45	300	17	
24	民有林	山田	立石町	山田	150	1	A	1.50	1,000	11	
25	民有林	鬼迫	平田町	鬼迫	8		C	0.53	350	7	
26	民有林	中原城	河内町	中原城	10	1	B	0.72	400	10	
27	民有林	三子谷1号	河内町	三子谷	10	1	B	0.22	90	18	
28	民有林	三子谷2号	河内町	三子谷	10	1	B	0.31	130	9	

※佐賀県山地災害危険地区調査

土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	町名	大字	箇所番号	区域名	該当区分		公示番号	公示日
					特別警戒区域	警戒区域		
1	山浦町	一の坪	K-203 I -005_1	一の坪-1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
2	山浦町	一の坪	K-203 I -005_2	一の坪-2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
3	山浦町	道庵	K-203B I -001	道庵	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
4	山浦町	牛石	K-203 II -023_1	四阿屋 4-1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
5	山浦町	牛石	K-203 II -023_2	四阿屋 4-2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
6	山浦町	三本谷	K-203 II -025	三本谷1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
7	山浦町	古野	K-203 II -026	古野1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
8	山浦町	五本谷	K-203 II -027	五本谷	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
9	山浦町	牛石	K203Ⅲ-8045	牛石1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
10	山浦町	牛石	K203Ⅲ-8046	牛石2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
11	山浦町	中原	K203Ⅲ-8048	中原	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
12	山浦町	三本谷	K203Ⅲ-8049	三本谷2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
13	山浦町	古野	K203Ⅲ-8050	古野2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
14	山浦町	魚取	K203Ⅲ-8053	椿谷	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
15	平田町	鬼迫	D-203 II -001	山浦川1	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
16	山浦町	一の坪	D-203 II -002	山浦川2	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
17	山浦町	椿谷	D-203 II -003	山浦川3	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
18	山浦町	西田	D-203Ⅲ-002	山浦川 4	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
19	山浦町	谷頭	D-203Ⅲ-003	山浦川 5	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
20	山浦町	谷頭	D-203Ⅲ-004	山浦川 6	○	○	佐賀県告示第69号	平成28年2月26日
21	牛原町	若林	K-203 II -017	四阿屋 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
22	牛原町	若林	K-203 II -018	四阿屋 3	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
23	牛原町	若林	K-203 II -019	四阿屋 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
24	牛原町	井川口	K-203 II -020_1	井川口1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
25	牛原町	井川口	K-203 II -020_2	井川口1-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
26	牛原町	井川口	K-203 II -021	井川口 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
27	牛原町	東河内	K-203 II -022	四阿屋 5	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
28	牛原町	宮西	K-203 II -024	宮西1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
29	牛原町	宮西	K-203B II -002	宮西2	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
30	牛原町	井川口	K-203Ⅲ-8040	井川口3	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
31	牛原町	東河内	K-203Ⅲ-8044	東河内1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
32	牛原町	若林	D-203 I -006	牛原川1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
33	牛原町	若林	D-203 I -007	牛原川2	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
34	牛原町	井川口	D-203 I -009	牛原川3	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
35	牛原町	宮西	D-203 I -010	牛原川4	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
36	牛原町	宮西	D-203 I -011	牛原川5	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
37	牛原町	浦田	D-203 I -012	牛原川6	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日

38	牛原町	若林	D-203Ⅱ-004_1	牛原川7	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
39	牛原町	若林	D-203Ⅱ-004_2	牛原川7-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
40	牛原町	若林	D-203Ⅱ-005	河内川	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
41	牛原町	若林	D-203Ⅱ-006	牛原川8	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
42	牛原町	若林	D-203Ⅱ-007	牛原川9	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
43	牛原町	井川口	D-203Ⅱ-017	牛原川11	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
44	牛原町	井川口	D-203Ⅱ-018	牛原川12	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
45	牛原町	別石	D-203Ⅱ-019_1	牛原川13	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
46	牛原町	別石	D-203Ⅱ-019_2	牛原川3-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
47	河内町	添川原	D-203Ⅱ-008	牛原川10	○	○	佐賀県告示第70号	平成28年2月26日
48	牛原町	宮西	K-203BⅡ-001	宮西3		○	佐賀県告示第71号	平成28年2月26日
49	河内町	本村	K-203Ⅰ-001_1	河内1-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
50	河内町	本村	K-203Ⅰ-001_2	河内1-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
51	河内町	谷口	K-203Ⅱ-001_1	河内2-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
52	河内町	本村	K-203Ⅱ-001_2	河内2-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
53	河内町	谷口	K-203Ⅱ-002_1	河内3-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
54	河内町	谷口	K-203Ⅱ-002_2	河内3-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
55	河内町	石坂	K-203Ⅱ-003	石坂	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
56	河内町	小原山	K-203Ⅱ-004	小原山1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
57	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_1	櫓石1-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
58	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_2	櫓石1-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
59	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_3	櫓石1-3	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
60	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-006	櫓石2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
61	河内町	新屋敷	K-203Ⅱ-007	新屋敷1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
62	河内町	横井	K-203Ⅱ-008_1	横井-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
63	河内町	横井	K-203Ⅱ-008_2	横井-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
64	河内町	北原	K-203Ⅲ-8023_1	河内4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
65	河内町	北原	K-203Ⅲ-8023_2	河内4-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
66	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8024_1	河内5-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
67	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8024_2	河内5-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
68	河内町	小原山	K-203Ⅲ-8025	河内6	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
69	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8026	河内7	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
70	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8033	櫓石3	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
71	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8034_1	櫓石4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
72	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8034_2	櫓石4-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
73	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8035	櫓石5	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
74	河内町	新屋敷	K-203Ⅲ-8036	新屋敷2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
75	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8037	櫓石6	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
76	河内町	樋渡	K-203Ⅲ-8038_1	樋渡-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
77	河内町	樋渡	K-203Ⅲ-8038_2	樋渡-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
78	河内町	転石	K-203Ⅲ-8039	転石	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
79	河内町	転石	D-203Ⅰ-008_1	安良川-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
80	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_2	安良川-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
81	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_4	安良川-4	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
82	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_5	安良川-5	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日

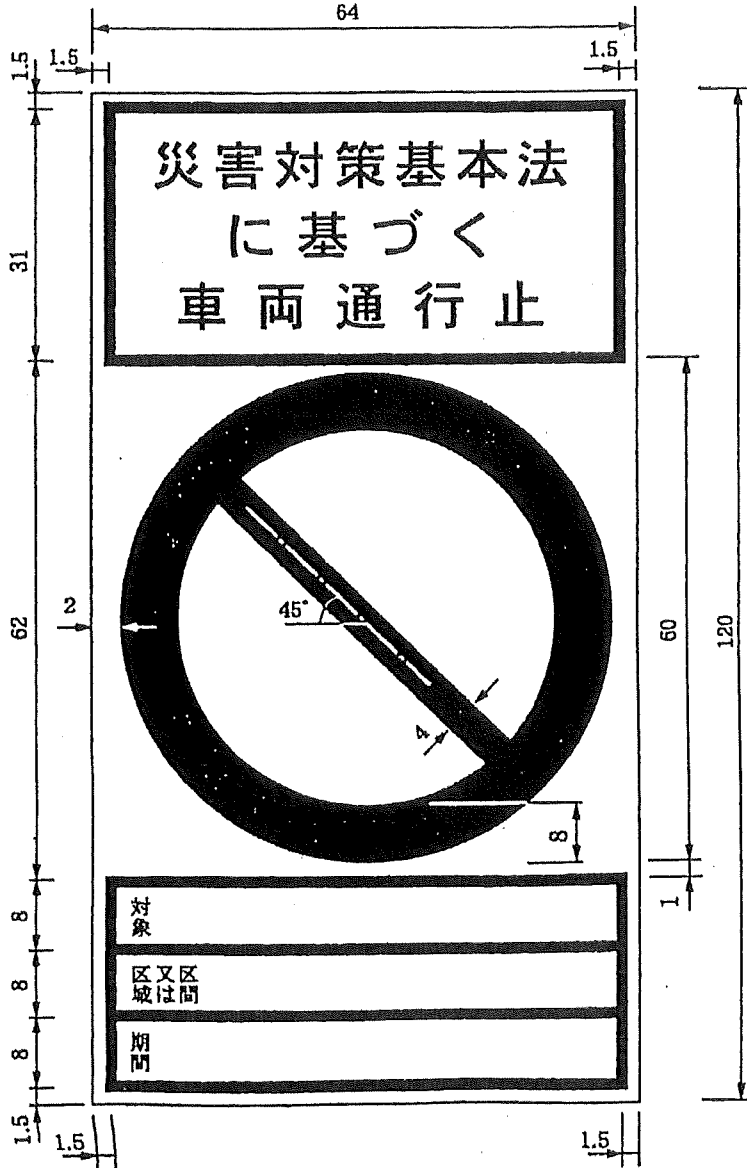
83	河内町	城の本	D-203 I -008_7	安良川-7	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
84	河内町	越道	D-203 I -008_8	安良川-8	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
85	河内町	越道	D-203 I -008_9	安良川-9	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
86	河内町	越道	D-203 I -008_10	安良川-10	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
87	河内町	木の谷	D-203 I -008_11	安良川-11	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
88	河内町	木の谷	D-203 I -008_12	安良川-12	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
89	河内町	木の谷	D-203 I -008_13	安良川-13	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
90	河内町	柿原	D-203 I -008_14	安良川-14	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
91	河内町	谷口	D-203 I -016	河内川1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
92	河内町	谷口	D-203 I -017	河内川2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
93	河内町	本村	D-203 I -018	河内川3	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
94	河内町	北原	D-203 I -019_1	河内川4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
95	河内町	北原	D-203 I -020	河内川5	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
96	河内町	竜目	D-203 I -021	河内川6	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
97	河内町	転石	D-203 II -009	河内川7	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
98	河内町	転石	D-203 II -010	河内川8	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
99	河内町	柿原	D-203 II -011	河内川9	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
100	河内町	櫓石	D-203 II -012	河内川10	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
101	河内町	櫓石	D-203 II -013	河内川11	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
102	河内町	櫓石	D-203 II -014	河内川12	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
103	河内町	櫓石	D-203 II -015_1	河内13-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
104	河内町	櫓石	D-203 II -015_2	河内13-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
105	河内町	櫓石	D-203 II -015_3	河内13-3	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
106	河内町	中原城	D-203 II -021	河内川15	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
107	河内町	中原城	D-203 II -022	河内川16	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
108	河内町	中原城	D-203 II -023	河内川17	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
109	河内町	中原城	D-203 II -024	河内川18	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
110	河内町	倉谷	D-203 II -025	河内川19	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
111	河内町	小原山	D-203 II -026	河内川20	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
112	河内町	小原山	D-203 II -027	河内川21	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
113	河内町	横井	D-203 III -005	横井	○	○	佐賀県告示第72号	平成28年2月26日
114	河内町	城の本	D-203 I -008_3	安良川-3	○	○	佐賀県告示第73号	平成28年2月26日
115	河内町	城の本	D-203 I -008_6	安良川-6	○	○	佐賀県告示第73号	平成28年2月26日
116	河内町	北原	D-203 I -019_2	河内川4-2	○	○	佐賀県告示第73号	平成28年2月26日
117	河内町	樋渡	K-203 II -016	河内川14	○	○	佐賀県告示第73号	平成28年2月26日
118	姫方町	姫方	K-203 II -016_1	姫方-1	○	○	佐賀県告示第407号	平成28年8月2日
119	姫方町	姫方	K-203 II -016_2	姫方-2	○	○	佐賀県告示第407号	平成28年8月2日
120	村田町	五本松	K-203 II -031_1	五本松1-1	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
121	村田町	朝日	K-203 II -031_2	五本松1-2	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
122	村田町	朝日	K-203 II -032	五本松2	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
123	村田町	朝日	K-203 III -8060	朝日1	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
124	村田町	朝日	K-203 III -8061	朝日2	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
125	村田町	朝日	D-203 I -002	村田川	○	○	佐賀県告示第329号	平成29年3月28日
126	西新町	所熊	K-203 I -008	西新町1	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
127	西新町	所熊	K-203 II -034	西新町2	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日

128	江島町	盲落	K-203Ⅲ-8063	西新町3	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
129	西新町	所熊	K-203Ⅲ-8064	西新町4	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
130	江島町	盲落	D-203Ⅰ-001	西新川	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
131	立石町	屋敷	K-203Ⅰ-006_1	屋敷-1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
132	立石町	屋敷	K-203Ⅰ-006_2	屋敷-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
133	立石町	二ツ谷	K-203Ⅰ-007_1	二ツ谷-1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
134	立石町	二ツ谷	K-203Ⅰ-007_2	二ツ谷-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
135	立石町	棧敷	K-203Ⅱ-035	棧敷	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
136	立石町	惣楽	K-203Ⅱ-036	日渡	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
137	立石町	二ツ谷	K-203Ⅱ-037	二ツ谷2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
138	立石町	吉原	K-203Ⅱ-038	吉原2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
139	立石町	吉原	K-203Ⅱ-039	吉原1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
140	立石町	山田	K-203Ⅱ-040	山田2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
141	立石町	山田	K-203Ⅱ-041	山田1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
142	立石町	山田	K-203Ⅱ-042	山田4	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
143	立石町	山田	K-203Ⅲ-8057	山田5	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
144	立石町	山田	K-203Ⅲ-8059	山田3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
145	立石町	山田	D-203Ⅰ-003	立石川1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
146	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_2	沼川-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
147	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_3	沼川-3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
148	立石町	山田	D-203Ⅰ-005	立石川2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
149	立石町	吉原	D-203Ⅲ-001	立石川3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
150	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_1	沼川-1		○	佐賀県告示第439号	平成29年6月20日
151	平田町	東前	K-203Ⅱ-028	東前1	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
152	平田町	東前	K-203Ⅱ-029	東前2	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
153	平田町	東前	K-203Ⅱ-030	東前3	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
154	平田町	鬼迫	K-203Ⅲ-8056	鬼迫	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
155	山浦町	宮ノ下	K-203Ⅲ-8054	宮ノ下	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
156	山浦町	一ノ坪	K-203Ⅲ-8055	一ノ坪	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
157	柚比町	本陣	K-203Ⅱ-009_1	神山2-1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
158	柚比町	神山	K-203Ⅱ-009_2	神山2-2	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
159	柚比町	神山	K-203Ⅱ-011	神山1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
160	柚比町	荻野	K-203Ⅱ-012	荻野	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
161	柚比町	本陣	K-203Ⅲ-8030	神山3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
162	柚比町	神山	K-203Ⅲ-8031	神山4	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
163	柚比町	神山	D-203Ⅰ-023_1	柚比川2-1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
164	柚比町	神山	D-203Ⅰ-023_2	柚比川2-2	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
165	柚比町	本陣	D-203Ⅰ-023_3	柚比川2-3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
166	柚比町	本陣	D-203Ⅲ-008	柚比川3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
167	柚比町	大平	D-203Ⅲ-010	柚比川5	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
168	柚比町	大平	D-203Ⅲ-011	柚比川6	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
169	柚比町	大平	D-203Ⅲ-012	柚比川7	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
170	柚比町	大平	D-203Ⅲ-013	柚比川8	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
171	柚比町	本陣	D-203Ⅲ-009	柚比川4		○	佐賀県告示第488号	平成29年7月21日
172	江島町	奈良の元	K-203Ⅱ-033	江島	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日
173	江島町	相模	D-203Ⅲ-000_1	相模1-1	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日
174	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8051_1	岸田1-1	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日

175	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8051_2	岸田 1-2	○	○	佐賀県告示第489号	平成 29 年 7 月 21 日
176	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8052	岸田2	○	○	佐賀県告示第489号	平成 29 年 7 月 21 日
177	江島町	相模	D-203Ⅲ-000_2	相模 1-2		○	佐賀県告示第490号	平成 29 年 7 月 21 日
178	神辺町	谷口	K-203 I -002_1	上の車-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
179	神辺町	谷口	K-203 I -002_2	上の車-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
180	神辺町	谷口	K-203 I -002_3	上の車-3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
181	神辺町	谷口	K-203 I -002_4	上の車-4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
182	神辺町	谷口	K-203 I -002_5	上の車-5	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
183	神辺町	谷口	K-203 I -002_6	上の車-6	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
184	神辺町	松本	K-203 I -003	門前2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
185	神辺町	松本	K-203 I -004_1	門前-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
186	神辺町	松本	K-203 I -004_2	門前-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
187	神辺町	松本	K-203 I -004_3	門前-3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
188	神辺町	山留	K-203 II -010	山留2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
189	神辺町	河原田	K-203 II -013	河原田	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
190	神辺町	堂の本	K-203 II -014	堂の本1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
191	神辺町	都谷	K-203 II -015_1	堂の本 2-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
192	神辺町	都谷	K-203 II -015_2	堂の本 2-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
193	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8027	深底1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
194	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8028	深底2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
195	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8029_1	深底3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
196	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8029_2	深底4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
197	神辺町	松本	K-203Ⅲ-8032	門前3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
198	神辺町	柳郷谷	D-203 I -013	神辺川1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
199	神辺町	松本	D-203 I -014	神辺川2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
200	神辺町	谷口	D-203 I -022	柚比川1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
201	神辺町	都谷	D-203 II -020	神辺川4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
202	神辺町	森塚	D-203 II -028	神辺川5	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
203	神辺町	森塚	D-203 II -029	神辺川6	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
204	神辺町	谷口	D-203 II -030	神辺川7	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
205	神辺町	谷口	D-203 II -031	神辺川8	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
206	神辺町	都谷	D-203Ⅲ-006	神辺川10	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
207	神辺町	深底	D-203Ⅲ-007	神辺川11	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
208	神辺町	松本	D-203 I -015	神辺川3		○	佐賀県告示第492号	平成 29 年 7 月 21 日
209	神辺町	谷口	D-203 II -032	神辺川9		○	佐賀県告示第492号	平成 29 年 7 月 21 日

緊急通行車両以外の車両通行止標示

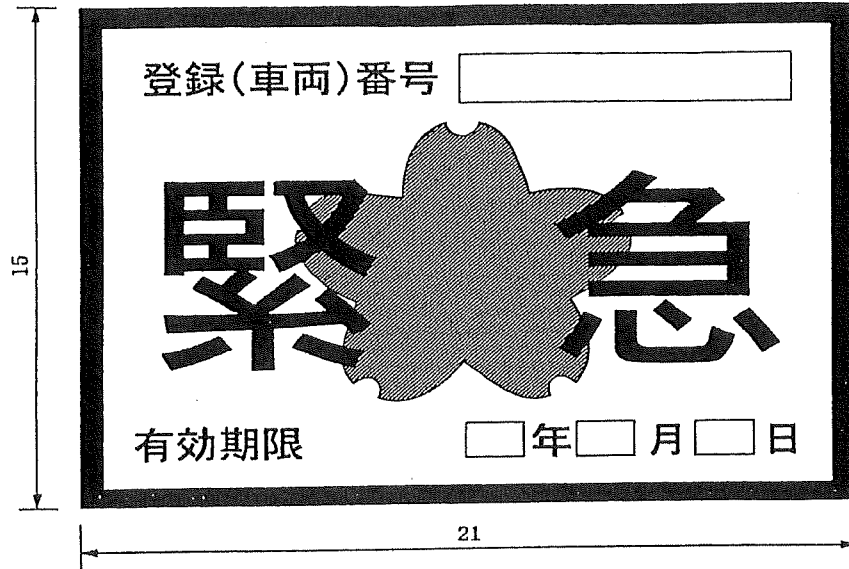
別記様式第2 (第5条関係)



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章

別記様式第3 (第6条関係)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

別記様式第4 (第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		佐賀県知事 ⑩ 佐賀県公安委員会 ⑩
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

ヘリポート設置箇所

名 称	所在地	防災 ヘリ	ドクター ヘリ	管理者（連絡先 電話番号）
宝満川河川敷	鳥栖市安楽寺	○		筑後川河川事務所 久留米出張所 32-7082
宝満川河川敷-西 (衛生処理場施設-南)	鳥栖市真木町	○		
鳥栖市民野球場	鳥栖市宿町918 - 1		○	鳥栖市民野球場 85-3633
鳥栖陸上競技場	鳥栖市蔵上町148-1	○	○	スポーツ振興課 85-3522
鳥栖陸上競技場 (サブグラウンド)	鳥栖市蔵上町148-1	○		
基里グラウンド	鳥栖市曾根崎町1362		○	
儀徳グラウンド	鳥栖市儀徳町3155-2	○	○	
北部グラウンド (サガン)	鳥栖市弥生が丘5-374	○		
基里グラウンド	鳥栖市曾根崎町1362	○		都市計画課 85-3603
八ツ並公園	鳥栖市弥生が丘5-44	○	○	
とりごえ温泉多目的広場	鳥栖市河内町2352	○		農林課 85-3566
鳥栖小学校	鳥栖市元町1162		○	鳥栖小学校 83-2535
鳥栖北小学校	鳥栖市本町三丁目1468-1		○	鳥栖北小学校 83-2296
田代小学校	鳥栖市田代上町301 - 1		○	田代小学校 83-2744
若葉小学校	鳥栖市古賀町480 - 1		○	若葉小学校 82-8722
基里小学校	鳥栖市曾根崎町1521		○	基里小学校 83-2288
麓小学校	鳥栖市山浦町2318		○	麓小学校 83-2013
鳥栖中学校	鳥栖市本町二丁目104		○	鳥栖中学校 83-2537
田代中学校	鳥栖市田代外町651 - 1		○	田代中学校 83-2758
基里中学校	鳥栖市原町672 - 1		○	基里中学校 83-2944
鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町77 - 1		○	鳥栖西中学校 83-2086
鳥栖高校	鳥栖市古野町600		○	鳥栖高校 83-2211
鳥栖商業高校	鳥栖市平田町110 - 8		○	鳥栖商業高校 83-2153
鳥栖工業高校	鳥栖市元町1918		○	鳥栖工業高校 83-4134
九州龍谷短期大学	鳥栖市村田町1350		○	九州龍谷短期大学 85-1121
佐賀競馬場駐車場（北側）	鳥栖市江島町3256-228	○		佐賀県競馬組合 83-4538
佐賀競馬場駐車場（南側）	鳥栖市江島町3256-228	○		
佐賀競馬場駐車場 (西側駐車場)	鳥栖市江島町3256-228		○	

物品等受払簿

No. _____

物品名	総数量		避難所名			
受払日	受取人氏名	受入数	払出数	残 数	取扱者氏名	備 考

(注) 1 物資等において、都道府県より受入分及び市町調達分がある場合には、それぞれに受、払、残を記載し、備考欄には調達先の別を記載すること。
 2 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における使用状況を記載すること。

義援金品領収書

No. _____

金額 ¥ _____

品名	数量	備考

年 月 日、上記のとおり受領致しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 様

電話番号 _____

鳥栖市長



罹 災 ・ 被 災 証 明 願

年 月 日

鳥栖市長 様

申請者 住 所 鳥栖市 町 番地
氏 名
電 話

下記災害による被害状況を証明願います。

世帯主(所有者) 住 所		鳥栖市 町 番地		
氏 名		世帯人員 名		
被 害 状 況	災害の原因			
	罹災年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	罹災場所・物件	鳥栖市 町 番地		
	罹災程度	住 家		
人 員				
その他				
備 考	※証明書の使用目的、その他特記事項を記入すること。			
上記のとおり、(罹災・被災)したことを証明します。				
年 月 日				
				鳥栖市長
				印

※「申請人」は、罹災者本人又はその親族とする。

※確認のなされた範囲で証明する。

整理番号	
------	--

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のため使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家の外構及び付帯設備の被害	
----------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鳥栖市長 印

応急仮設住宅建設候補地

令和4年2月現在

名 称	建設可能 面積 (m ²)	建設戸数 100m ² /戸
市民公園 (市民文化会館前駐車場、グラウンド)	6,400	64
陸上競技場	16,000	160
藤木緑地 (藤木グラウンド)	4,800	48
藤木緑地 (酒井西グラウンド)	3,400	34
八ツ並公園	8,100	81
流通業務団地第2号公園	3,500	35
グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖トラック待機場	9,200	92
鳥栖スタジアム駐車場 (第1～第3)	22,400	224
市民運動広場	4,800	48
元町運動広場	3,400	34
基里運動広場	8,800	88
儀徳町運動広場	6,700	67
飯田町運動広場	3,000	30
市民庭球場	5,600	56
市民アーチェリー場	3,200	32
鳥栖駅東駐車場	6,800	68
都市広場	8,500	85
鳥栖スタジアム駐車場 (第5～第6)	8,700	87
今川グラウンド	4,400	44
市民公園 (第2駐車場)	7,500	75
東公園 (おひさまの丘)	9,600	96
合計 21箇所	154,800	1,548

鳥栖市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画の背景及び目的

平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年（2016年）熊本地震及び平成30年北海道胆振東部地震などの地震災害や、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨といった近年頻発している風水害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となってきた。

環境省が示した「災害廃棄物対策指針（環境省 平成30年3月改定）」では、災害廃棄物対策を「平時の備え」「災害応急対応」「災害復旧・復興等」の3つのステージに分け、それぞれの場面で取り組むべき事項について整理し、これに基づいた災害廃棄物処理計画の策定を各自治体に求めている。「佐賀県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」においては、「県及び市町村は、災害廃棄物の処理について、あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。」とされており、平成30年1月4日より運営を開始した佐賀県東部環境施設組合（以下、「組合」という）を構成する鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の構成市町が地域で取り組むための実効性のある計画を策定する必要がある。

本計画は、これらのことを踏まえ、災害時における廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保し、早期の復旧・復興に資するものとして、鳥栖市（以下、「本市」という。）において災害廃棄物処理計画を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「災害廃棄物対策指針（環境省 平成30年3月改定）」に基づき、佐賀県が策定する「佐賀県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付ける。また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である「鳥栖市地域防災計画（平成27年5月）」及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「鳥栖市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を、災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。災害発生後には、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

3. 組織体制と役割分担

災害発生時の本市の組織体制は、「鳥栖市地域防災計画」に基づき設置される災害対策本部を中心とした内部組織体制を基本とする。

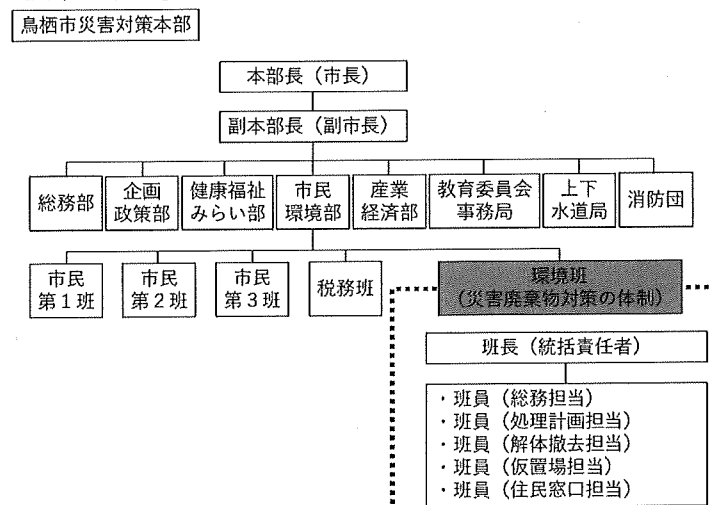
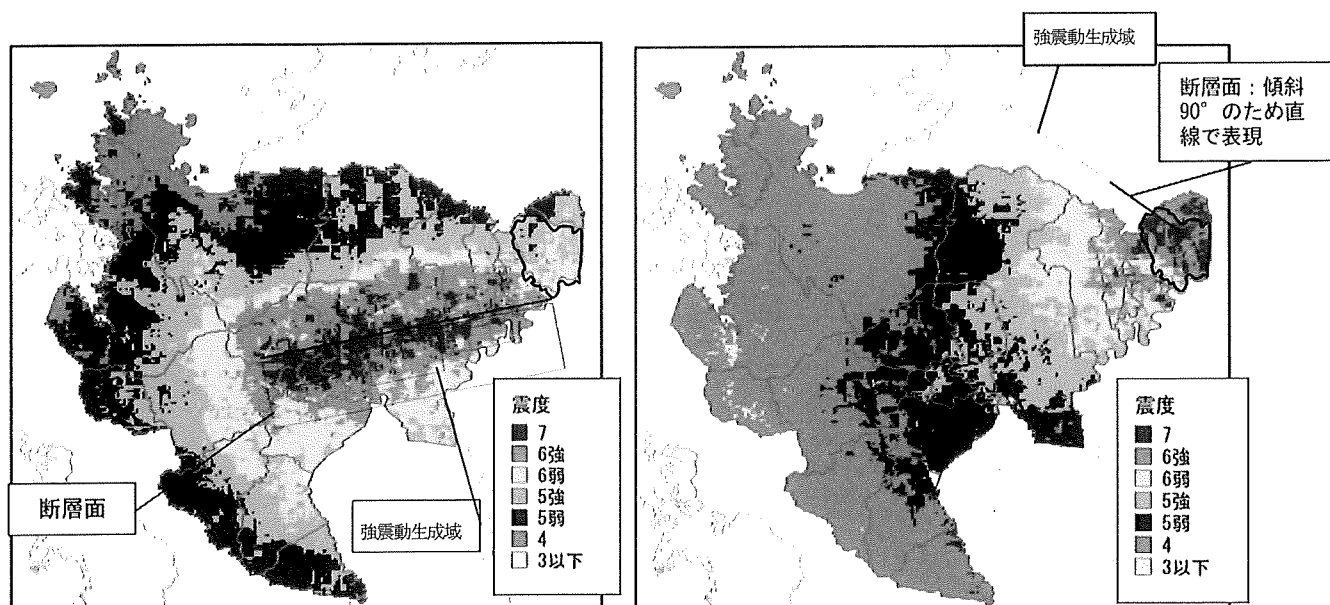


図1 災害廃棄物対策における内部組織体制等に応援を要請
表1 発災後の初期期における業務概要

担当	業務内容
総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
	職員参集状況の確認と人員配置
	廃棄物対策関連情報の集約
	災害対策本部との連絡
	市民への広報
	相談・苦情の受付
	事業者への指導（産業廃棄物管理）
	県及び他市町等との連絡
	応援の要請（広域処理関係）
	補助金に関する事務
処理計画担当	避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集・処理
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去
	し尿の収集・処理
	一般廃棄物処理施設の点検
	鳥栖市災害廃棄物処理実行計画の策定
解体撤去担当	道路上のがれき等の撤去、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）など
仮置場担当	仮置場の開設と管理、指導
住民窓口担当	被災者に対する災害廃棄物に係る啓発・広報

4. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とする。また、本計画では、「佐賀県地域防災計画（平成30年3月）」において本市で最大級の被害が発生すると予測される日向峠 - 小笠木峠断層帯による地震とともに、組合の構成市町である神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町において最大の被害が発生すると予測される佐賀平野北縁断層帯の地震も対象とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行うものとする。



出典：佐賀県地震被害等予測調査業務報告書概要版(佐賀県 平成26年度)

図2 佐賀平野北縁断層帯ケース4^{※1}及び日向峠 - 小笠木峠断層帯による地表震度分布図

※1 詳しくは資料編の用語集を参照

5. 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物^{※2}とする。なお、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。

6. 災害廃棄物発生量

本市の各災害により発生する災害廃棄物発生量及び避難所で発生する生活ごみ量、市内に必要なし尿収集量及び仮設トイレ必要基数は表2の様に推計される。

表2 災害廃棄物発生量

災害により発生する廃棄物	
佐賀平野北縁断層帯地震ケース4 34,720 t	日向峠 - 小笠木峠断層帯地震 991,900t
避難所の生活ごみ発生量（最大時）	
9 t/日（日向峠 - 小笠木峠断層帯地震、発災一週間後）	
し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（最大時）	
し尿収集必要量 71 kl/日、488 基（日向峠 - 小笠木峠断層帯地震、発災一週間後）	

7. 災害廃棄物の処理可能量

本市の災害廃棄物処理可能量は、表3のとおり。

表3 本市の災害廃棄物処理可能量

焼却施設	要焼却量(t)	焼却可能量 ^{※3}	
		(t/年)	(t/3年)
鳥栖・三養基西部溶融資源化センター	178,542	6,127 (最大)	18,380 (最大)
(仮称) 佐賀県東部環境施設組合焼却施設 (平成36年4月稼働予定)	(日向峠 - 小笠木 峠断層帯地震)	6,296 (最大)	18,888 (最大)

8. 自区域内処理施設で処理できない廃棄物対策

自区域内処理施設で処理できない廃棄物を、迅速かつ安全に処理するための手段としては、

- ① 仮設処理施設の設置：自治体自らが仮設処理施設を設置して処理を行う
- ② 広域処理：県の調整により近隣自治体等の処理施設の余力を活用し処理を行う
- ③ 民間活用：民間処理業者へ処理を委託する

といった三つの選択肢が考えられ、このうちから複数の手段を組み合わせる場合もある。また、廃棄物処理施設以外の施設でも災害廃棄物の受入れが可能な施設（例えば、セメント工場やバイオマス発電所）があるのでリスト化し、受入れ条件や運搬方法等を検討する。なお、県の調整のもと、広域的に処理を行う場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づいて災害廃棄物処理を県へ事務委託することができる。

9. 県内市町等との連携

佐賀県では、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」を締結しているため、災害発生時の情報収集を基に、県内で被災しなかった市町での災害廃棄物処理が可能であるか調整を行い、国（環境省）に対し、状況報告すると同時に、必要に応じて他県へ支援の依頼を行うこととなっている。

10. 災害廃棄物処理

(1) 処理スケジュール

本計画における災害廃棄物の処理目標期間は、早期の復旧・復興を果たすために、3年間で終わることを基本目標としながら、柔軟に対応する方針とする。

※2 詳しくは本編表1-4および表1-5を参照

※3 組合で使用しているため、焼却可能量は変動する可能性がある。

災害発生後は、全般的な被害状況を把握すると同時に、災害廃棄物の発生量の予測、廃棄物処理施設の被害状況等を考慮した地域内での処理可能量などの見直しを行い、処理スケジュールを適宜見直すものとする。

(2) 収集運搬

被災程度や災害廃棄物の発生状況（場所、量、性質、仮置き場への排出状況）等に応じて、回収の優先度を考慮のうえ、収集運搬を行う。

(3) 災害廃棄物処理実行計画

発災後は、災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、実行計画を策定する。実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

(4) リサイクルの促進

発生した災害廃棄物は、資源を有効利用するリサイクルの観点から、出来る限り再資源化に努める。再資源化にあたっては、受入先の要求品質を満たせるよう廃棄物の破砕や、ふるい選別も検討・実施する。

11. 仮置場の設置、運営

(1) 仮置場の設置

平時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。発災後は以下の事項を踏まえ、関係課と協議の上、速やかに仮置場開設場所を決定する。

- ①被災状況（災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等）
- ②優先すべき事項（人命救助、自衛隊の野営所、避難所、応急仮設住宅等）

なお、想定地震災害による最大被害時（日向峠一小笠木峠断層帯の地震）に必要な仮置場面積は、33.9haと推計される。

(2) 排出ルールと住民広報

仮置場を開設する際には、自治会と連携しながら市民に対し、以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、市が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

- ・仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ・分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害ごみ、引火性のもの等）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、り災証明書等）

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

(3) 仮置場の運営管理

仮置場開設後は以下の事項に留意し、仮置場を管理運営する。

- ①入場者管理（不法投棄、便乗ゴミの防止）
- ②災害廃棄物の分別・搬出管理
- ③仮置場及び災害廃棄物による環境影響対策

遺体調書

遺体番号							
遺体収容者		部 班 氏 名					
遺体の種別		1 行方不明 2 身元不明 3 その他 ()					
遺体発見日時		年 月 日 (曜日) 時 分					
遺体発見場所							
遺体の身元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名			性別	男・女	年齢	歳
	識別内容 (身長・体重・服装・所持品・その他特徴)						
遺体引取者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死亡者との続柄)					
	遺体等の引取年月日	(引渡し日を記入) 年 月 日		備考			
検視日時	年 月 日 時 分			検視者名			
検案日時	年 月 日 時 分			検案医師名			
火葬許可証 交付日	年 月 日 (許可番号)			火葬日時 火葬場所	年 月 日 時 分 市・町・村 斎場		
所持品等の処理							
遺体発見現場図				関係写真			
備 考							

遺体遺留品処理票

遺 体 番 号			遺 留 品 番 号		
死 亡 者	氏 名		遺 留 品		引取・処分
	住 所				引取・処分
	死亡年月日				引取・処分
	死亡原因				引取・処分
	遺体発見日時	年 月 日 () 時 分			引取・処分
	遺体発見場所				引取・処分
遺 体 引 取 人	氏 名		遺 留 品 引 取 人	氏 名	
	住 所			住 所	
	死亡者との 関 係			死亡者との 関 係	
	引取年月日	年 月 日		引取年月日	年 月 日
遺 体 収 容 場 所			遺 留 品 保 管 場 所		
備 考					

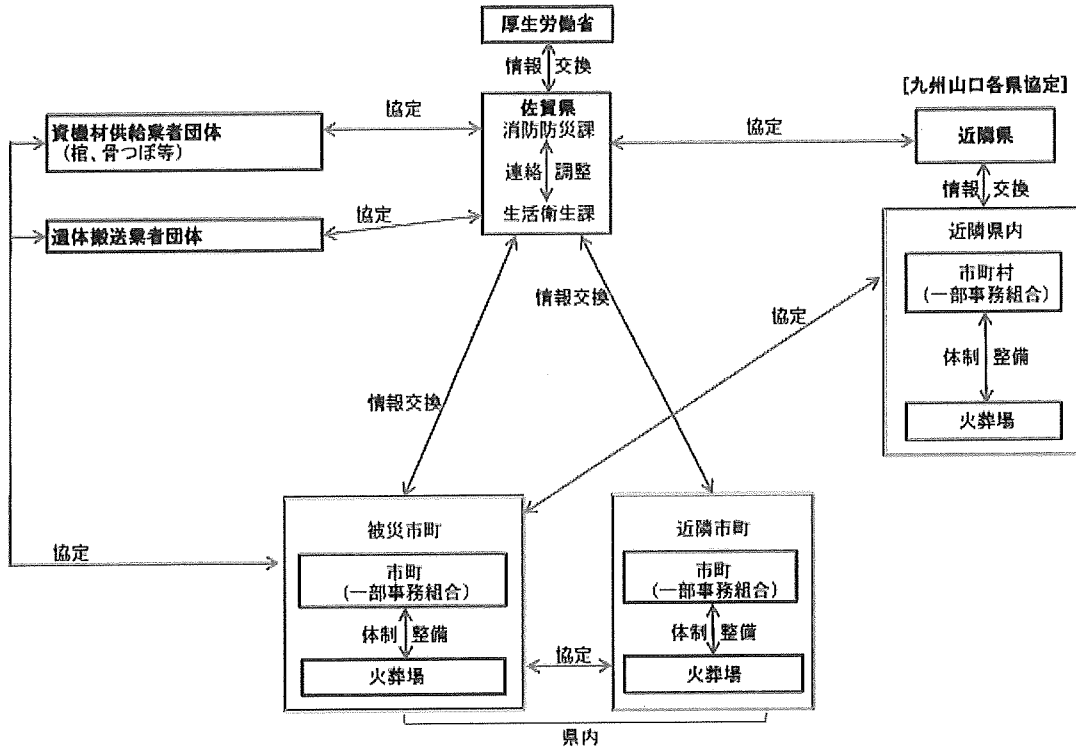
遺体処理個票 (棺桶表示用)	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

遺留品個票 (遺留品表示用)	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

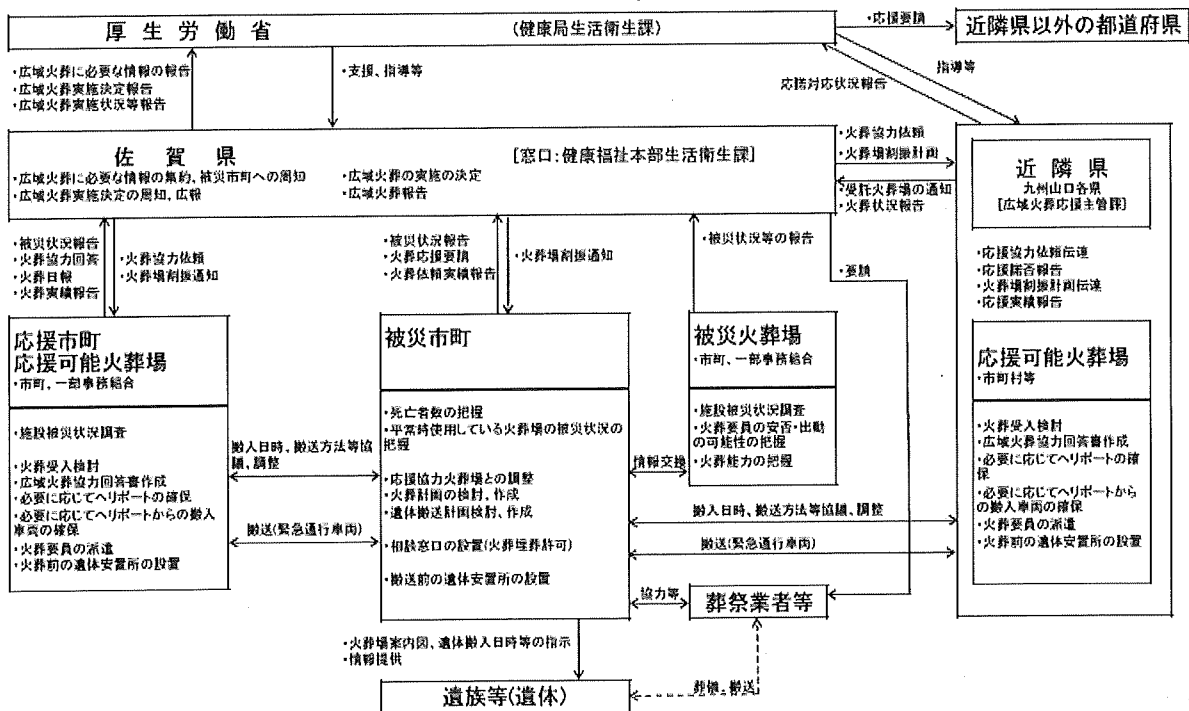
遺体搬送個票 (斎場送付用)	
番 号	
氏 名	
搬送年月日	年 月 日
斎 場 宛	
鳥 栖 市 長	

佐賀県広域火葬計画（一部抜粋）

1 広域火葬計画イメージ図（平常時）



2 広域火葬に係る情報等伝達フロー



防災無線

《親局・副親局》

設置場所	番号
鳥栖市役所	101
鳥栖・三養基地区消防本部	902

《可搬型無線機》

設置場所	番号
鳥栖小学校	511
鳥栖北小学校	512
田代小学校	513
弥生が丘小学校	514
若葉小学校	515
基里小学校	516
麓小学校	517
旭小学校	501
鳥栖中学校	521
田代中学校	522
基里中学校	523
鳥栖西中学校	524
鳥栖市浄水場	502
鳥栖市斎場	503

《車載型無線機》

設置場所	番号
総務課（市備9号）	401
総務課（市備15号）	402
上下水道局（市備203号）	403
第1分団本部車	411
第1分団特設本部車	412
第2分団本部車	421
第3分団本部車	431
第3分団第2本部車	432
第4分団本部車	441
第5分団本部車	451

《屋外拡声子局》

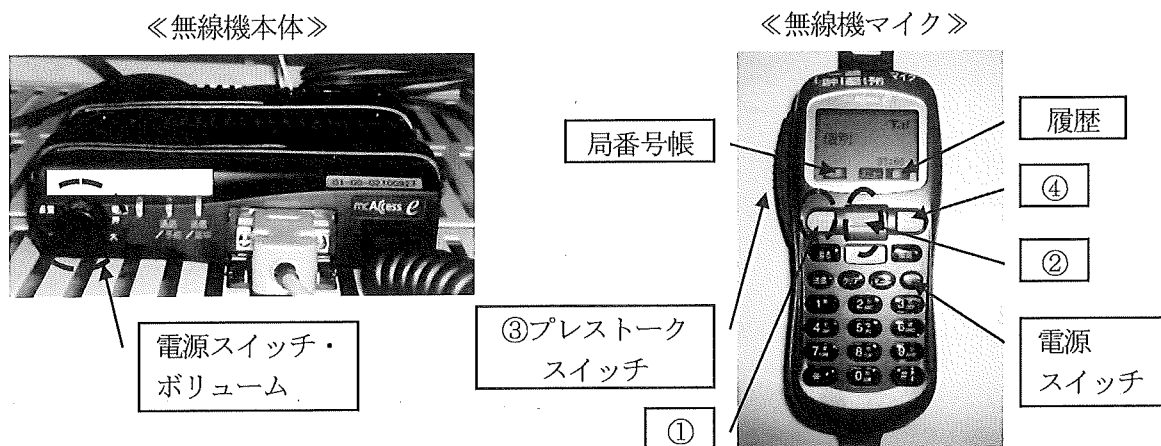
設置場所	番号
鳥栖市役所	201
第1分団本部	202
第1分団第3部	203
高田町、安楽寺町	204
第2分団本部	205
第2分団第2部	206
飯田町	207
第2分団第3部	208
酒井東町	209
第2分団第1部	210
第3分団本部	211
第3分団第5部	212
第3分団第2本部	213
神辺町	214
河内町	215
第4分団本部	216
牛原町	217
山浦町	218
山都町	219
平田町	220
立石町①	221
立石町②	222
第5分団本部	223
旭小学校	224
村田町	225
第5分団第2部	226
三島町不動島、田手島	227
第5分団第1部	228

《携帯型無線機》

設置場所	番号
鳥栖市役所	301
鳥栖市役所	302
鳥栖市役所	303
鳥栖市役所	304
鳥栖市役所	305
鳥栖市役所	306
鳥栖市役所	307
鳥栖消防署	311
鳥栖消防署	312
鳥栖消防署	313

防災無線操作方法

【車載型無線機】



1 電源を入れる。

- (1) 無線機本体又は無線機マイクの電源スイッチを押す。

2 通信する。

- (1) ①を押し、局番号帳を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より局番号帳・メニュー・履歴を表示

- (2) ② (▲、▼) を押して相手局を選択する。

※ ④を押して履歴を呼び出し、② (▲、▼) を押すと発信・着信履歴を表示

- (3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

- (4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

※ 「こちら●●● (発信局番号又は通信者名、施設名) です。●●● (相手局番号又は相手氏名、施設名) 応答願います。」というように通信を開始する。

※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

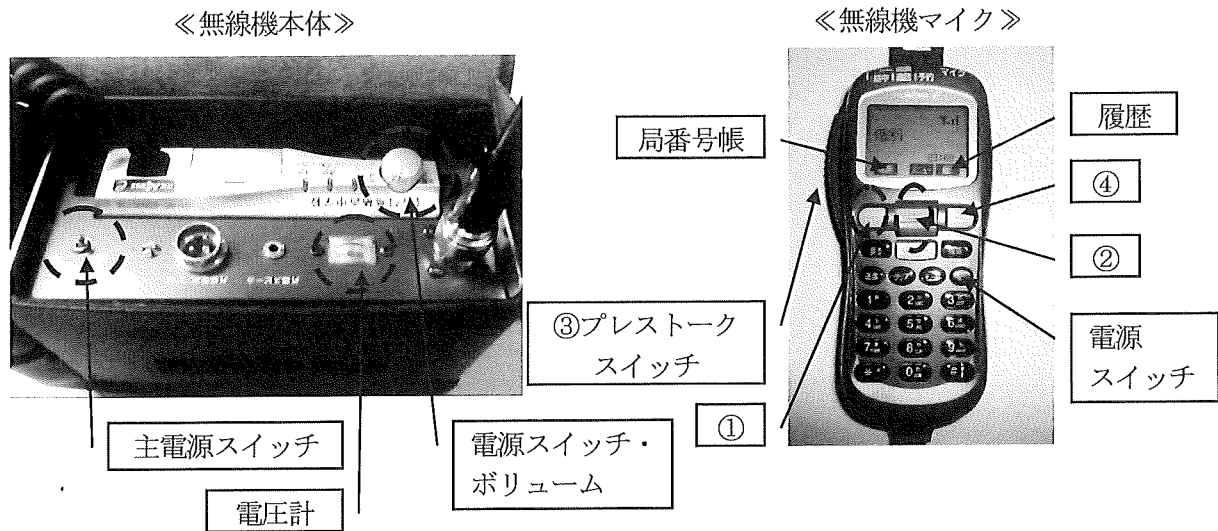
3 通信を受ける。(受け側(相手側)の操作)

- (1) ピコンと音が鳴ったら、発信した相手局が液晶画面に表示され、相手局からの通信が入る。

※ 相手局から通信を受けているときは、プレストークスイッチは離しておく。

- (2) 相手局の話が終わったらプレストークスイッチを押して、相手局と通信する。

【可搬型無線機】



1 電源を入れる。

(1) 主電源を「入」にする。

※ 無線機の電源が入らない場合は、無線機本体又は無線機マイクの「電源スイッチ」を押す。

2 通信する。

(1) ①を押し、「局番号帳」を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より「局番号帳」・「メニュー」・「履歴」を表示

(2) ② (▲、▼) を押して相手局を選択する。

※ ④を押して「履歴」を呼び出し、② (▲、▼) を押すと発信・着信履歴を表示

(3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

(4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

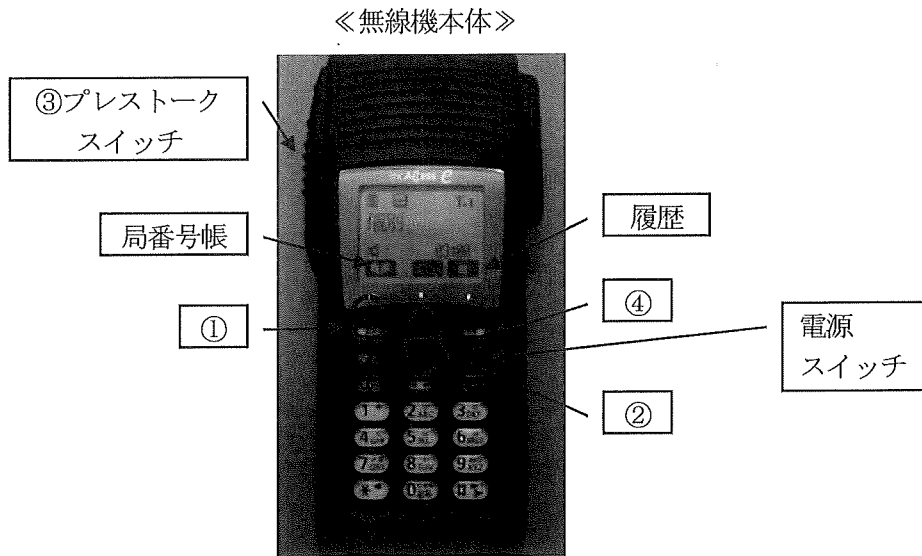
※ 「こちら●●●●（発信局番号又は通信者名、施設名）です。●●●●（相手局番号又は相手氏名、施設名）応答願います。」というように通信を開始する。

※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

3 通信を受ける。(受け側(相手側)の操作)

※ 車載型無線機と同様

【携帯型無線機】



1 電源を入れる。

- (1) 無線機本体の電源スイッチを押す。

2 通信する。

- (1) ①を押し、局番号帳を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より局番号帳・メニュー・履歴を表示

- (2) ② (▲、▼) を押して相手局を選択する。

※ ④を押して履歴を呼び出し、② (▲、▼) を押すと発信・着信履歴を表示

- (3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

- (4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

※ 「こちら●●● (発信局番号又は通信者名、施設名) です。●●● (相手局番号又は相手氏名、施設名) 応答願います。」というように通信を開始する。

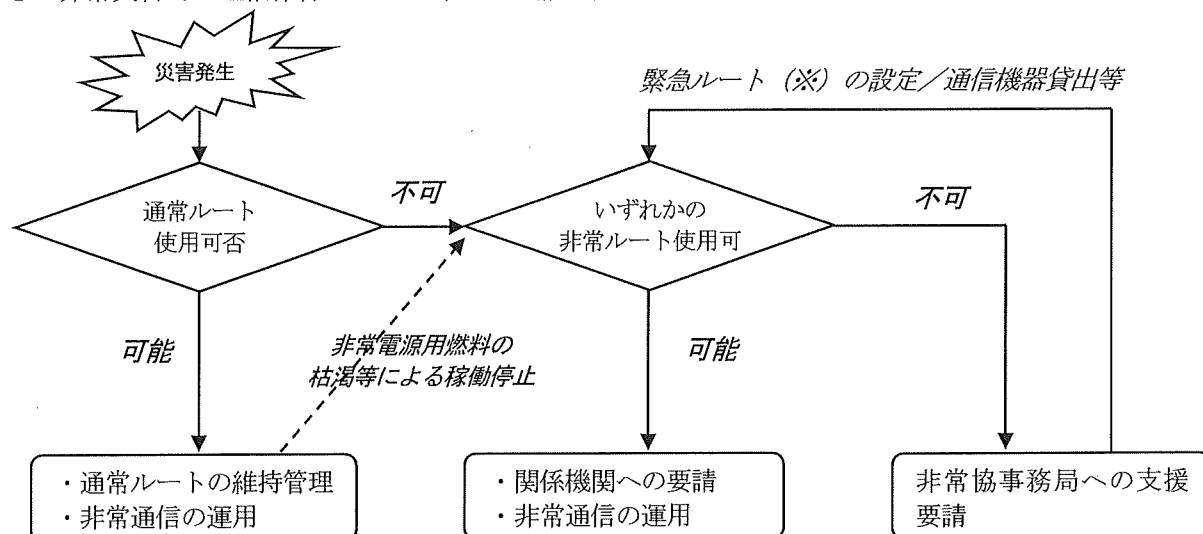
※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

3 通信を受ける。(受け側 (相手側) の操作)

※ 車載型無線機と同様

非常通信対応マニュアル（一部抜粋）

○ 非常災害時の通信確保フローチャート（概要）



※ 緊急避難的に利用する通信手段（アマチュア無線を想定）

○ 通信機器の連絡先（通常ルート）

種別	名称	連絡先	所在地
県防災行政通信ネットワーク	佐賀県危機管理防災課 災害対策・国民保護担当	0952-25-7362	佐賀市城内一丁目1-59
市防災無線（MCA）	NECネットエスアイ(株) 九州支店佐賀営業所	0952-28-7230	佐賀市駅南本町5-1
	NECネットエスアイ(株) ネットワークトータルオペレーションセンター	0120-11-8951	

○ 通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応

優先順位	非常ルート
通常 県防	音声・FAX 県防
1 MCA無線	音声 MCA無線
2 消防	音声 市防 → 鳥栖・三養基地区消防本部 → 音声 県防
3 県庁	用途 → 鳥栖総合庁舎 → 音声・FAX 県防
4 警察	用途 → 鳥栖警察署 → 音声・FAX 警察 → 佐賀県警察本部 → 県防
5 電力	用途 → 九州電力(株)鳥栖営業所 → 音声・FAX 九電 → 九州電力(株)佐賀支社 → 有線

○ 非常通信ルート関係機関の連絡先

優先順位	非常ルート	関係機関	連絡先
通常	県防災行政通信ネットワーク		
1	県防災MCA無線		
2	消防	鳥栖・三養基地区消防本部	電話 0942-85-0119 FAX 0942-84-2397 防災電話 86-531 市無線 902
3	県庁	鳥栖総合庁舎 (東部土木事務所)	電話 0942-83-4176 FAX 0942-84-0969 防災電話 53-601 防災FAX 53-609
4	警察	鳥栖警察署 警備課	電話 0942-83-2131 FAX 0952-75-9110
5	電力	九州電力(株)鳥栖営業所	電話 0120-986-302

○ 災害対策用移動通信機器貸出の要請

確保したい通信	通信手段	通信機器
佐賀県災害対策本部との通信 (九州総合通信局との通信)	衛星携帯電話 (屋外利用)	ワイドスターII (据置)
		イリジウム (ハンディ)
		アイサットフォン・プロ (ハンディ)
		BGAN<ビーガン> (据置)
(その他の機関)	MCA無線	EK-6170 (ハンディ)
		FM807F02 (ポータブル)
鳥栖警察署、九州電力(株)鳥栖営業所 との通信	簡易無線	IC-D50 (ハンディ)
		TCP-D201 (ハンディ)

(要請先)

九州総合通信局無線通信部陸上課	電話 096-326-7857 FAX 096-326-4377
-----------------	-------------------------------------

○ 燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機用燃料	佐賀県石油組合 鳥栖支部	0942-82-2486	鳥栖市立石町2203-4
電力(停電時)	九州電力(株)鳥栖営業所	0120-986-302	鳥栖市秋葉町三丁目29-1
電話	西日本電信電話(株)佐賀支店	0952-25-8230	佐賀市駅前中央1-8-32

災害用伝言サービス

【災害用伝言サービスの種類】

- 災害用伝言ダイヤル（171）
- 災害用伝言板
- 災害用伝言板（web171）
- 災害用音声サービス

【災害用伝言サービスの利用方法】

○ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の方が、安否情報を音声で録音し、全国からその音声を再生することができる。

伝言の録音方法

- ① 「171」をダイヤル
- ② 音声ガイダンスに従って、録音の場合は「1」をダイヤル
- ③ 音声ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号をダイヤルして伝言を録音

伝言の再生方法

- ① 「171」をダイヤル
- ② 音声ガイダンスに従って、再生の場合は「2」をダイヤル
- ③ 音声ガイダンスに従って、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして伝言を再生

※ 詳細については、NTT（東西）を参照

NTT <http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html>

NTT東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

○ 災害用伝言板

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

伝言の登録方法

- ① 携帯電話・PHSから災害用伝言板にアクセス
 - ※ 災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内を表示
- ② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択
 - ※ 登録は、被災地域内の携帯電話・PHSからのアクセスのみが可能
- ③ 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力
 - ※ 状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能
- ④ 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了

伝言の確認方法

- ① 災害用伝言板にアクセス
 - ※ 伝言の確認は、PC等からも可能
- NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

KDD I (a u) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/>
ワイモバイル <http://dengon.ymobile.jp/info/>

- ② 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択
- ③ 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力して「検索」を押し、伝言一覧から確認したい伝言を選択

※ 詳細については、携帯電話・PHS各社を参照

NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
KDD I (a u) <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
ソフトバンクモバイル <http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html>
ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

○ 災害用伝言板 (web171)

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して伝言の登録や確認ができる。

操作方法

- ① <https://www.web171.jp/>へアクセス
- ② 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力
- ③ 伝言を登録・確認

※ 詳細については、NTT (東西) を参照

NTT <http://www.ntt.co.jp/saitai/web171.html>
NTT東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>
NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

○ 災害用音声お届けサービス

スマートフォン等の専用アプリケーションから、音声メッセージを送信することができる。

※ 必要なアプリケーション

NTTドコモ ⇒ 「災害用キット」
KDD I (a u) ⇒ 「a u災害対策」
ソフトバンクモバイル ⇒ 「災害用伝言板」
ワイモバイル ⇒ 「災害用伝言板」

※ 詳細については、携帯電話各社を参照

NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_voice/
KDD I (a u) http://www.au.kddi.com/notice/onsei_otodoke/index.html
ソフトバンクモバイル <http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/about/voice/>
ワイモバイル http://www.ymobile.jp/service/dengon_voice/

特設公衆電話設置箇所

施設名	モジュラー ジャック 設置箇所	所在地	備考
鳥栖小学校	体育館内	鳥栖市元町1162	
鳥栖北小学校	体育館内	鳥栖市本町3丁目1468-1	2回線
田代小学校	事務室付近	鳥栖市田代上町301-1	2回線
弥生が丘小学校	体育館内	鳥栖市弥生が丘4丁目329	
若葉小学校	体育館内	鳥栖市古賀町480-2	
基里小学校	体育館内	鳥栖市曾根崎町1521-1	
麓小学校	体育館内	鳥栖市山浦町2253-1	
旭小学校	体育館内	鳥栖市村田町109-1	
鳥栖中学校	体育館内	鳥栖市本町2丁目104-1	2回線
田代中学校	体育館内	鳥栖市田代外町651-1	2回線
基里中学校	体育館内	鳥栖市原町672-1	2回線
鳥栖西中学校	体育館内	鳥栖市蔵上町77-1	2回線
鳥栖まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市今泉町2172-2	
鳥栖まちづくり推進センター分館	事務室内	鳥栖市真木町2112	
鳥栖北まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市古野町176-3	
田代まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市田代大官町1958	
田代まちづくり推進センター分館	事務室付近	鳥栖市田代大官町323-5	
弥生が丘まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市弥生が丘2丁目146-3	
若葉まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市萱方町116-2	
基里まちづくり推進センター	事務室付近	鳥栖市曾根崎町1362	
基里まちづくり推進センター分館	事務室内	鳥栖市原町831	
麓まちづくり推進センター	事務室内	鳥栖市山浦町1788-1	
旭まちづくり推進センター	事務室内	鳥栖市儀徳町3155-2	
中央老人福祉センター	2階ロビー	鳥栖市本町3丁目1494-10	
市民体育館	事務室付近	鳥栖市宿町927	2回線
鳥栖市民体育センター	事務室付近	鳥栖市曾根崎町1353-4	2回線
計		26箇所	34回線

防災関係機関

1 国

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
総務省消防庁	〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527 ※時間外 03-5253-7777	03-5253-7537 ※時間外 03-5253-7553	

2 県

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
佐賀県危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7362 ※時間外 0952-24-3842	0952-25-7262	県無線 79-8-733 79-8-1353
佐賀県防災航空センター	〒840-2212 佐賀市川副町 大字犬井道 8884 番	0952-34-9001	0952-45-9070	
危機管理センター	〃			県無線 79-8-1050
佐賀県河川砂防課	〃	0952-25-7162	0952-25-7277	県無線 79-8-741 79-8-2686
東部土木事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4176	0942-84-0969	県無線 79-8-53-601 79-8-53-511
鳥栖保健福祉事務所	〃	0942-83-2161	0942-84-1849	県無線 79-8-53-641 79-8-53-311
東部農林事務所	〒842-0007 神埼市神埼町鶴 3542	0952-55-9760	0952-53-0335	県無線 79-8-53-651 79-8-53-412

3 警察署

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
鳥栖警察署	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131	0942-82-9110	

4 自衛隊

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
陸上自衛隊九州補給処	〒842-0032 神埼郡吉野ヶ里町立野 7	0952-52-2161	0952-52-2940	県無線 79-86-721
陸上自衛隊第 4 特科連隊	〒839-0863 久留米市国分町 100	0942-43-5391	0952-43-5391	県無線 79-86-731
陸上自衛隊九州補給処 鳥栖燃料支処	〒841-0051 鳥栖市村田町 1089-1	0942-82-4155	0942-82-4155	

5 指定地方行政機関

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
佐賀財務事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7161		

九州農政局 佐賀地域センター	〒840-0803 佐賀市栄町 3-51	0952-23-3131	0952-22-0544	
佐賀森林管理署	〒840-0814 佐賀市成章町 2-11	0952-26-1111	0952-26-1113	
佐賀運輸支局	〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-8	0952-30-7271	0952-30-7287	
佐賀地方気象台	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7027	0952-32-7041	県無線 79-771
九州総合通信局 (無線通信部陸上課)	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7857	096-326-4377	
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	〒841-0012 鳥栖市田代昌町 492	0942-83-2505	0942-83-2524	
筑後川河川事務所	〒830-8567 久留米市高野 1-2-1	0942-33-9131	0942-35-0186	

6 指定公共機関

機関名	住所	電話番号	F A X	備考
西日本電信電話(株)佐賀支店	〒849-0916 佐賀市駅前中央 1-8-32	0952-25-8230	0952-29-9444	
日本赤十字社佐賀県支部	〒840-0843 佐賀市川原町 2-45	0952-25-3108	0952-25-4184	県無線 79-772
日本放送協会佐賀放送局 (NHK佐賀放送局)	〒840-0041 佐賀市城内 2-15-8	0952-28-5000	0952-28-5002	県無線 79-773
西日本高速道路(株)九州支社 久留米管理事務所	〒839-0809 久留米市東合川 5-11-57	0942-43-4612	0942-43-9512	
九州旅客鉄道(株) 鳥栖駅	〒841-0034 鳥栖市京町 711	0942-82-2020	0942-85-2414	
日本通運(株)鳥栖支店	〒841-0048 鳥栖市藤木町 1592-2	0942-82-7797		
九州電力(株)鳥栖営業所	〒841-0036 鳥栖市秋葉町 3-29-1	0942-83-2194	0952-82-8123	
鳥栖郵便局	〒841-8799 鳥栖市元町 1234-2	0942-82-2340	0942-83-6884	

7 指定地方公共機関

機関名	住所	電話番号	F A X	備考
一般社団法人 佐賀県エルピーガス協会	〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-7-18	0952-22-5516	0952-22-5517	
公益社団法人 佐賀県トラック協会	〒849-0921 佐賀市高木瀬西 3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441	
一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-2	0952-31-2341	0952-31-2342	
(株)エフエム佐賀	〒840-0023 佐賀市本庄袋 286-5	0952-25-7790	0952-29-7200	県無線 79-776
(株)サガテレビ	〒840-0041 佐賀市城内 1-6-10	0952-25-9071	0952-23-9122	県無線 79-775
長崎放送(株)佐賀放送局 (NBC佐賀放送局)	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄 1249	0952-22-1460	0952-23-4045	県無線 79-774
一般社団法人 鳥栖三養基医師会	〒841-0062 鳥栖市幸津町 1923	0942-83-2282	0942-85-1177	

社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	〒841-0051 鳥栖市元町 1228-1	0942-85-3555	0942-85-3617	
----------------------	---------------------------	--------------	--------------	--

8 関係団体等

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
鳥栖商工会議所	〒841-0051 鳥栖市元町 1380-5	0942-83-2655	0942-83-8888	
鳥栖ガス(株)	〒841-0048 鳥栖市藤木町 2465	0942-82-4788	0942-85-2504	
㈱CRCCメディア (くーみんテレビ)	〒839-0861 久留米市百年公園 1-1	0942-37-6411	0942-37-6416	
ドリームスエフエム放送(株)	〒830-8520 久留米市中央町 35-20	0942-30-0765	0942-31-0780	
久留米市防災対策課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3	0942-30-9074	0942-30-9712	衛星 79-040-203-70
小郡市防災安全課	〒838-0198 小郡市小郡 225-1	0942-72-2111 (代表)	0942-73-4466	衛星 79-040-216-70
那珂川市安全安心課	〒811-1292 那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号	092-953-2211	092-953-3049	衛星 79-040-305-70
基山町総務企画課	〒841-0204 三養基郡基山町大字宮 浦 666	0942-92-7915	0942-92-2084	県無線 79-341-311
みやき町総務課	〒849-0113 三養基郡みやき町大字 東尾 737-5	0942-89-1651	0942-89-1650	県無線 79-346-2212
上峰町総務課	〒849-0123 三養基郡上峰町大字坊 所 383-1	0952-52-2181	0952-52-4935	県無線 79-345-222
鳥栖・三養基地区 消防事務組合 消防本部	〒841-0037 鳥栖市本町 3-1488-1	0942-85-0119	0942-83-8700	県無線 79-531-292
河内ダム	〒841-0087 鳥栖市河内町 1679	0942-83-4300	0942-85-1225	県無線 79-6311 県無線(車載) 79-88-351

報道機関（市政記者クラブ）

機 関 名	電話番号	FAX
朝日新聞社鳥栖支局	0942-83-2660	0942-85-0040
佐賀新聞社鳥栖支社	0942-83-2620	0942-81-3205
西日本新聞社鳥栖支局	0942-83-2010	0942-83-2410
毎日新聞社鳥栖支局	0952-23-8108	0952-26-1284
読売新聞社鳥栖支局	0942-83-3842	0942-83-3943
サガテレビ鳥栖支局	0942-89-6622	0942-89-6622
NHK佐賀放送局鳥栖報道室	080-1770-0655	050-3606-2927

鳥栖市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鳥栖市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳥栖市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、鳥栖市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 佐賀県知事部局の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 佐賀県の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長
 - (5) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 鳥栖市内にある公共機関及び公共的団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命及び委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第26号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 鳥栖市水防協議会条例(昭和58年条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、鳥栖市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長の指名する災害対策副本部長がこれに当たる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が、2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還方法等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則 (昭和50年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

附 則 (昭和55年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第29号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部改正)

2 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成23年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市民が本市の区域外で死亡したときは、その遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災を証明する書類を提出させるものとする。

2 市長は、必要があるときは、死亡者の遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市長村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して貸付決定通知書（様式第3号）又は貸付不承認決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、連帯保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を受けようとするときは、支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）又は支払猶予不承認通知書（様式第9号）を交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を受けようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）又は違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

3 市長は、前項の申請があつたときは、償還免除承認通知書（様式第14号）又は償還免除不承認通知書（様式第15号）を交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代つて届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則(昭和55年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例

(目的)

第1条 この条例は、災害り災者に対して見舞金等を支給しその援護を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 前条の災害とは、火災、水害その他の災害をいう。

(見舞金等)

第3条 本市に住所を有する者が、前条の災害を受けた場合は、り災者及び遺族に対し、次の各号に掲げる見舞金を支給する。ただし、鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）第3条の規定により弔慰金の支給を受けたときは、第3号の見舞金は支給しない。

- (1) 住家の全壊、全焼又は全流失 1世帯当たり 100,000円
- (2) 住家の半壊、半焼又は半流失 1世帯当たり 50,000円
- (3) 死亡者 1人当たり 100,000円
- (4) 重傷者（1月以上の治療を要する見込みの者） 1人当たり 30,000円

2 市長は、避難所設置のための費用及び炊出しのための費用の支給を必要と認める場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規定による費用を支給する。

第4条 前条第1項の被害の程度及び世帯又は遺族の認定は、市長が実情に即してこれを行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。
- 2 鳥栖市災害罹災者救助に関する条例（昭和29年条例第63号）は、廃止する。

附 則（平成3年条例第29号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地すべり等危険地域内にある住宅の移転を促進するための措置を講じ、市民の生命、財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地すべり等危険地域

地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流のおそれがあり、かつ、これらの危険を避けるため住宅の移転を要すると認められる地域で、知事が指定した地域をいう。

(2) 危険住宅

地すべり等危険地域内にある住宅であつて、当該地域が地すべり等危険地域に指定された日前に建設されたものをいう。

(3) 危険住宅の移転

危険住宅の所有者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ住宅を移転し、又は地すべり等危険地域以外の地域において当該危険住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入することをいう。

(4) 住宅移転資金

危険住宅の移転を行うために必要な資金（当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。）であることについて、市長の認定を受けて、規則で定める金融機関（以下「融資機関」という。）から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率が規則で定める基準に該当するものをいう。

(5) 住宅除却等に要する経費

危険住宅の所有者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する場合に必要とする経費であつて、住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費、仮住宅費その他転居に伴い必要とする経費であることについて、市長の認定を受けたものをいう。

(助成)

第3条 市長は、次の各号に掲げる経費について、規則で定める限度額により、助成するものとする。

(1) 次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者が借り入れた住宅移転資金の利子に相当する経費

(2) 次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する者が当該転居のために必要とする住宅除却等に要する経費

(3) 融資機関が、次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者に対して住宅移転資金を貸付けたことによつて受けた損失の補償

(住宅移転補助事業実施計画)

第4条 市長は、前条の規定により助成を行うために必要な住宅移転補助事業実施計画は、規則で定めるところにより、地すべり等危険地域ごとに、危険住宅の移転に関し、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 対象戸数

(2) 移転方法の概要

(3) 移転費用の概要

(4) 移転計画

(5) 跡地計画

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、住宅移転補助事業実施計画の変更について準用する。

(損失補償契約事項等)

第5条 市と融資機関が締結する契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
- (2) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行為のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市長から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を市長に納付しなければならないこと。

2 第3条第3号の損失は、融資元金の償還期限の到来後3月を経過してもなお元金又は利子（融資機関が定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、契約を締結した融資機関が、次の各号の一に該当するときは、交付すべき助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 助成金の交付申請書その他関係書類に虚偽の記載があつたとき。
- (3) 前条第1項各号の契約事項に違反したとき。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要と認めるときは、当該融資機関から報告を徴し、又は職員をして融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(届出)

第8条 住宅移転資金の融資を受けた者が、当該資金の返済が終了するまでの間に、次の各号の一に該当する場合は速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 移転又は新築した家屋を売却し、又は贈与し、若しくは債務の担保に供しようとするとき。
- (2) 住居を市の区域外に移転しようとするとき。
- (3) 融資を受けた融資機関以外の金融機関から借り替えようとするとき。

(特例)

第9条 市長は、地すべり等危険地域以外の地域にある住宅の所有者が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、又は他の地域へ住宅を移転し、若しくは他の地域において撤去前の住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入する場合において、これらの措置が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため特に必要であると認めるときは、これらの措置に関し、第3条及び第5条から前条までの規定の例により、地すべり等危険地域に準じて取り扱うことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地すべり等危険地域における家屋移転の助成に関する条例（昭和38年条例第35号）は、廃止する。

鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で、「地すべり等危険地域」、「危険住宅」、「危険住宅の移転」、「住宅移転資金」、「融資機関」及び「住宅除却等に要する経費」とは、それぞれ条例第2条に規定するものをいう。

(融資機関)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県農業協同組合
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構
- (3) 株式会社佐賀銀行
- (4) 株式会社佐賀共栄銀行
- (5) 佐賀県信用農業協同組合連合会
- (6) 九州労働金庫

(住宅移転資金の基準)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 借入金額 30,000,000円以内
- (2) 償還期限 35年以内
- (3) 利率 年8.5パーセント以内

(助成対象経費)

第5条 条例第3条の規定による助成の対象経費及び対象経費の限度額は、別表のとおりとする。

(住宅移転補助事業実施計画)

第6条 条例第4条第1項の規定による住宅移転補助事業実施計画は、次により策定するものとする。

- (1) おおむね3年以内を目標に当該地すべり等危険地域内の危険住宅の移転を実施するよう策定する。
 - (2) 急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止工事等他の防災事業との調整を図り策定する。
- 2 市長は、住宅移転補助事業実施計画を策定したときは、当該計画を住宅移転補助事業の対象となる危険住宅の所有者に周知徹底させるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 条例第3条の規定による助成金の交付を受けようとする者は、同条第1号及び第2号の規定による助成金にあつては地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付申請書（様式第1号）を、同条第3号の規定による助成金にあつては地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費の内訳
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費の内訳
- (3) 危険住宅の位置図
- (4) 住宅移転に伴う工事契約書又はこれに代わるものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅の移転者と融資機関との住宅移転資金融資契約書の写し
- (2) 損失補償明細
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付申請書の提出期限)

第8条 前条第1項の助成金交付申請書の提出期限は、条例第3条第1号及び第2号の規定による助成金にあっては毎年度5月31日までとし、同条第3号の規定による助成金にあっては融資機関の損失が明らかになった日から30日以内とする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、条例第3条第1号及び第2号に規定する助成金について、第7条第1項の助成金交付申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、条例第3条第3号に規定する助成金について、第7条第1項の助成金交付申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、確定して、地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金確定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付決定に際し、条件を付することがある。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(助成金の交付決定の通知を受けた者の義務)

第11条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 住宅移転事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、地すべり等危険地域における住宅移転事業内容変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 住宅移転事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び住宅移転事業の遂行状況を記載した書類を提出して指示を受けること。

(実績報告)

第12条 住宅移転者は、助成金の交付決定を受けた住宅移転事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地すべり等危険地域における住宅移転事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 住宅移転者は、助成金の交付決定を受けた住宅移転事業が翌年度にわたるときは、当該年度の翌年度の4月10日までに前項の実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の住宅移転事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成金使途明細書
- (2) 残存物件調書
- (3) 図面及び写真（危険住宅の移転前及び移転後のもの）

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の住宅移転事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金確定通知書（様式第7号）により住宅移転者に通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第28号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

助成の区分	助成対象経費	助成対象経費の限度額
条例第3条第1号の規定による助成	条例第3条第1号に掲げる経費	危険住宅1戸につき、住宅移転資金の利子(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額について4,150,000円(建物については3,190,000円、土地については960,000円)を限度とする。ただし、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり、7,227,000円(建物については4,570,000円、土地については2,060,000円、敷地造成については597,000円)を限度とする。
条例第3条第2号の規定による助成	条例第3条第2号に掲げる経費	危険住宅1戸につき802,000円を限度とし、住宅除却等に要する経費のうち住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費及び仮住宅費以外の転居に伴い必要とする経費は10,000円を限度とする。
条例第3条第3号の規定による助成	条例第3条第3号に掲げる経費	

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、県又は市が行う急傾斜地崩壊防止工事（以下「工事」という。）に要する費用に充てるため、急傾斜地崩壊危険区域での工事施行により利益を受ける者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により分担金を徴収することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により県知事が指定する区域をいい、「工事」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、次のとおりとする。

- (1) 県が工事を行う場合 工事に要する市の負担額の2分の1
- (2) 市が工事を行う場合 工事に要する費用から、県から交付される補助金等の額を控除した額の2分の1

(被徴収者の範囲)

第4条 分担金の徴収を受ける者の範囲は、工事の施行により著しく利益を受ける土地又は家屋の所有者、管理者又は占有者とする。

(分担金の徴収)

第5条 分担金の徴収は、納入通知書により徴収する。

2 前項に定めるもののほか、分担金の徴収については、鳥栖市税条例（昭和29年条例第34号）の例による。

(分担金の納期)

第6条 分担金の納期は、その額の確定後市長が定める。

(分担金の減免)

第7条 災害その他の理由により、市長が必要と認めるときは、分担金を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年度工事分より適用する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。